

第12章 水産庁

第1節 資源管理の推進

1 我が国周辺漁業資源調査等

我が国周辺水域における水産資源について適切な管理と持続的利用の科学的基礎となる資源評価を実施するため、TAC対象魚種や資源回復計画対象魚種等主要な水産資源52魚種84系群について、独立行政法人水産総合研究センターを中心に産学官の連携を図りながら資源調査を実施するとともに、資源の水準・動向やTAC設定の基礎となる生物学的許容漁獲量（ABC）等の資源評価結果について公表を行った。

2 我が国周辺水域の水産資源の管理

(1) 資源回復計画の作成・実施

平成14年より緊急に資源の回復を図ることが必要な魚種について、全国又は海域レベルで、休漁等を含む漁獲努力量の削減や資源の積極的な培養、漁場環境の保全等の資源回復措置を計画的に講じる資源回復計画（魚種別計画）を作成し、平成17年からは、定置網や底びき網等の漁業種類に着目した多魚種にわたる包括的資源回復計画の作成に着手した。

水産庁は回復計画の円滑な作成及び進行管理を図るため、関係漁業者の意見のとりまとめを行うための漁業者協議会の開催等への支援を実施している。

平成20年度においては、広域資源を対象とした魚種別計画として、日本海西部・九州西海域マアジ（マサバ・マイワシ）資源回復計画を、また、都道府県の地先資源における魚種別計画として、大分県タチウオ資源回復計画をはじめとした2計画について、包括的計画として、岡山県小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画をはじめとした2計画について作成した。

また、同計画に基づき作成される漁獲努力量削減実施計画により、漁業者が自主的に行う休漁等について、漁業経営への影響に配慮した支援措置を行った。

(2) 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度の的確な推進

我が国は平成8年の「国連海洋法条約」締結に際し

て、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」（平成8年法律第77号。以下「法律」という。）を制定し、平成9年から6魚種（さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば、ずわいがに）を対象に、法律に基づく漁獲可能量（以下「TAC」という。）管理を開始した。平成10年からは、するめいかが追加され、現在7魚種を対象にTAC管理を行っている。

また、平成13年に法律を一部改正し、漁獲努力可能量（以下「TAE」という。）制度を創設し、対象魚種として平成14年にあかがれい、さめがれい、さわら、とらふぐ、やなぎむしがれいの5魚種を指定し、その後、平成15年にはまがれい、平成16年にはいかなご、やりいか、平成17年にはまこがれいが追加され、現在9魚種がTAE制度の対象となっている。

TAC及びTAEの管理に当たっては、法律に基づく「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」を策定している。この基本計画は、法律に基づく基本方針、資源ごとの動向、TAC、TAEに関する事項を規定しており、資源ごとの動向、漁業の経営その他の事情を勘案して検討を加え、必要に応じた変更を行っている。

なお、平成18年において、基本計画にTAC魚種毎の中期的管理方針を定め、平成19年から5年間程度、方針に則った管理を行っている。

また、設定されたTAC及びTAEについては、コンピュータネットワークシステムにより、適切な管理を行っている。

3 持続的養殖生産の推進

我が国の養殖業は、戦後順調に成長を続け、現在では沿岸漁業の重要な位置を占めるようになった。

その一方で、これまでの成長の過程をみると、養殖業の発展に伴い生産量の増大を目的とした過密養殖や過剰な餌料投与が各地で見受けられたこともあり、国内の多くの養殖漁場において環境が悪化する傾向にあった。このような養殖漁場環境の悪化は、養殖水産動植物の伝染性疾患の発生及びまん延の原因にもつながり、最終的にはその漁場における養殖自体を不可能にしかねないものであった。

また、生産コスト削減の観点等から、養殖用の種苗を海外に依存する傾向が高まってきており、海外から養殖水産動植物の伝染性疾病が侵入する危険性も高まっていた。

このような状況に対処するため、平成11年5月、養殖漁場の改善を促進するとともに、特定の養殖水産動植物の伝染性疾病のまん延を防止することを定めた「持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）」を制定した。

この法律に基づく漁場改善計画については、平成21年1月末現在で22道府県、358漁協が作成し知事等の認定を受けており、養殖漁場の環境は改善されつつある。なお、全国の養殖生産量のうち、これらの計画を策定した漁場における生産量は75.6%を占めており、年々その割合は高まってきている。

4 溯河性さけ・ます人工ふ化放流事業

さけ・ます類は、食料の安定供給、北日本における漁業の振興を図る観点から、その資源の持続的利用の重要性は高く、水産資源保護法(昭和26年法律第313号)において、「農林水産大臣は、毎年度、溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画を定めなければならない。」とされている。

国際的には、「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約」において母川国が第一義的な利益と責任を有するとともに、適正な資源管理義務が課せられている。また、地球環境保全に関する関係閣僚会議で決定した「新・生物多様性国家戦略」(平成14年3月27日)において、さけ・ます増殖事業の推進に当たっては、「北太平洋の生態系との調和を図り、生物として持つ種の特性と多様性を維持することに配慮する。」とされている。

このように、さけ・ます資源の持続的利用を図るとともに、その適正な資源管理を推進することが重要となっている。

20年度は、「広域連携さけ・ます資源造成推進事業」として、民間団体が全国的に連携し、大型種苗の適期放流等による回帰率の向上を通じた、効率的なさけ・ます資源の造成を促進する取組に対する支援を行った。

また、さけ・ます資源の効率的な造成を図るため、さけ・ます増殖施設の整備に対しても継続して支援を行なった。

表1 20年度センターが実施すべき人工ふ化放流計画（農林水産大臣が水産政策審議会の答申を受けて定めた計画）

魚 種	放流数（千尾）
さけ	129,000
からふとます	7,200
さくらます	2,700
べにざけ	150

表2 20年度北海道、本州における人工ふ化放流計画

魚 種	地 域	放流数（千尾）
さけ	北海道	869,300
	本 州	799,534
からふとます	北海道	127,000
さくらます	北海道	5,493
	本 州	6,602

表3 20年度さけ・ます人工ふ化放流関連予算

	(千円)
広域連携さけ・ます資源造成推進事業費	619,100
強い水産業づくり交付金	7,730,493の内数
(うち、さけ・ます増殖施設の整備)	

5 内水面漁業振興対策事業

内水面漁業・養殖業は、淡水性魚介類の供給、種苗放流等を通じた水産資源の維持増大、釣り等レクリエーションの場の提供、中山間地域等における就業機会の創出、漁業活動を通じた内水面の環境保全等に寄与しており、近年、国民の自然環境の保全等に対する意識が高まるとともに余暇時間が増大していく中、健全な親水性レクリエーション等を通じたゆとりや潤いのある国民生活と余暇活動の提供などその役割は一層重要なものとなっている。

他方、内水面漁業・養殖業を取り巻く環境は、流域の改変、河川流量の減少などによる水生生物の生息環境の悪化に加え、ブラックバス等外来魚の生息域の拡大やカワウの急激な増加による食害問題などの生態系の変化、アユ冷水病やコイヘルペスウィルス病の蔓延などますます厳しい状況にある。

このような状況を踏まえ、内水面における生物生息環境の保全、水産動植物の増養殖の推進、地域の活性化等を図るため、各種の対策を講じているところである。

20年度は、生態系との調和、地域特性の活用、他産業との連携等を念頭におき、内水面資源の増養殖等基盤施設や内水面漁業近代化等施設の整備に対する支援を行った。

また、広域的に連携して行われるカワウの生息状況調査や追い払い・捕獲、外来魚駆除に対する支援、漁業者が取り組む生育環境改善の活動や内水面生態系の

復元・保全に関する幅広い理解と協力を促進するための実践的な取組に対する支援を行った。

さらに、漁場環境の改善を促進するための漁場環境調査指針の作成、水系ごとに異なる溪流魚の遺伝的多様性を維持した移植方法や生息場所の復元技術の開発、効率的・効果的な駆除を推進するための外来魚種抑制管理手法の開発、生態系等に配慮した増殖指針の作成を行った。養鰻業については、我が国と中国、台湾、韓国の生産者間での民間協議や親ウナギ放流、適正養殖規範の普及に対する支援を行った。

平成16年に発生した新潟中越地震及び平成19年に発生した新潟中越沖地震で大きな影響を受けている錦鯉養殖業の振興を図るため、魚病の検査等に対する支援を行った。

表4 20年度内水面関連予算

(単位：千円)	
健全な内水面生態系復元等推進事業費	314,706
鱉供給安定化事業費	27,540
強い水産業づくり交付金	7,730,493の内数
うち、	
内水面資源増殖等基盤施設の整備	
内水面漁業近代化等施設の整備	
錦鯉生産地の震災復旧支援	

6 漁場環境及び生態系の保全

(1) 内湾域の漁場環境保全のため、伊勢湾における漁場環境保全方針の策定及び内湾域に立地されている発電所の取放水を活用した貧酸素水塊による漁業被害の軽減手法開発を行った。

このほか、漁協及びNPO等が行う海浜・河川等の清掃活動及び森づくりや漁場環境に関する情報収集・提供等に対し支援を行った。

(2) 赤潮及び貧酸素水塊による漁業被害防止のため、有害赤潮プランクトンの生理・生態の解明、赤潮及び貧酸素水塊の発生予察技術や防御技術の開発、養殖ノリの色落ち被害の原因となるケイ藻赤潮の被害対策を実施するとともに、プランクトン同定研修会を開催した。また、赤潮情報ネットワークシステムの高度化を図った。

(3) 原因者不明の油濁事故による漁業被害の救済と漁場の保全を図るため(財)漁場油濁被害救済基金が実施する救済事業等(審査認定事業、防除清掃費の支弁、油濁被害防止対策事業等)に対し助成した。

(4) 「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック」の掲載種等について、保存方法の検討を進めるため、緊急性の高く可能なものから調査及び増殖保存試験等を実施した。

(5) トドの資源に悪影響を与えることなく、トドによる漁業被害を減らすための強化網の改良・開発を行うとともに、トドの追い払い効果実証試験を行った。

また、ナルトビエイについて、有明海や周防灘において二枚貝への食害が広域的に発生していることから、関係県と連携して駆除を行った。

(6) 有明海における海域環境の改善と漁業の振興を図るため、漁業者等からの意見を聞いた上で、二枚貝資源の生産回復に資する海域環境改善技術の現地実証として、底質等改善技術の開発及び微細気泡装置による耕耘効果技術の開発を行った。

(7) 藻場の現状把握と長期変遷の解明及び藻場の減少要因の究明を行うとともに、藻場資源評価方法の確立及び適正な管理に必要な環境条件の把握と管理手法の確立を図った。

(8) 漂流・漂着ゴミ対策のため、漁業系資材の処理費用の軽減方策やリサイクル技術の開発を行うとともに、漁業活動中に回収した漂流物の処理を行う民間団体に対し助成を行った。

(9) 平成19年に策定された「農林水産省生物多様性戦略」及び「第三次生物多様性国家戦略」を踏まえ、漁業生産の基盤である漁場環境の保全など生物多様性の保全と両立した持続的漁業生産の確立に資するため、漁場環境における生物多様性を評価するための指標の開発と定量化を行うとともに、化学物質の有害性、蓄積実態、生物多様性や生態系への影響を調査した。

第2節 つくり育てる漁業の推進

1 栽培漁業振興対策

栽培漁業は、沿岸水産資源の維持増大施策の重要な柱として、昭和38年度以降瀬戸内海に国の栽培漁業センターを設置し、主に種苗生産、放流等の栽培漁業の技術開発を実施してきた。昭和52年度からは栽培漁業の全国発展を図るため海区毎に整備することとし、平成7年度までに16か所の栽培漁業センターを整備した。

さらに国の技術開発の成果をもとに種苗生産を行う県営栽培漁業センターの基本施設の整備(昭和48~58年度、全国37か所)に引き続き、増強施設の整備(昭和55~63年度、全国32か所)、拠点施設の整備(昭和60~平成15年度)、新技術導入施設の整備(平成元~15年度)、海区拠点施設の整備(平成6~15年度)、種苗生産環境改良施設の整備(平成9~15年度)及び資源

回復支援施設の整備（平成16年度から）を進めている。

平成14年に成立した「独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律」により、社団法人日本栽培漁業協会は、平成15年10月1日に独立行政法人水産総合研究センターと統合した。これにより、社団法人日本栽培漁業協会が委託事業として行っていた栽培漁業に関する技術開発の業務については、独立行政法人水産総合研究センターが実施することとなった。

また、都道府県には、資源回復計画の対象種等の種苗生産に必要な施設整備について強い水産業づくり交付金による支援を行った。

さらに、我が国周辺の水産資源が悪化している中、資源回復計画、国際的な課題や海域環境悪化に対応した効率的・効果的な資源造成を図るため、各都道府県における取組に加えて、関係都道府県との広域的に連携した取組を通じて海域レベルでの適地放流を推進するための「栽培漁業資源回復等対策事業」に対して助成した。

表5 平成20年度栽培漁業関連予算

		(百万円)
独立行政法人水産総合研究センター		
試験研究・技術開発勘定運営費交付金	14,564の内数	
施設整備費補助金	1,344の内数	
都道府県		
強い水産業づくり交付金	7,730の内数	
うち、資源回復支援施設の整備		
民間団体等		
栽培漁業資源回復等対策事業費	135	

2 海面養殖業の振興対策

我が国の海面養殖業は、国民の水産物に対するニーズの高度化・多様化に対応して発展を続け、海面漁業全体の生産額の3割近くを占めるまでに成長しており、地域によっては中心的な産業になっている。

しかしながら、近年は供給過剰等により多くの養殖水産物で価格の低迷が見られ、また、世界的な魚粉需要の増加等により餌飼料の価格が高騰し、養殖業者の経営が逼迫する等、海面養殖業は厳しい情勢に直面している。このような情勢を克服し、海面養殖業が水産物の安定供給と漁村地域の振興に貢献し続けるためには、国民の信頼を受けつつ海面養殖業を持続的に推進できる体制づくりが必要である。

こうした状況を踏まえ、水産行政としては各種の対策を講じているところである。

20年度は、養殖水産物の安定供給に資するため、魚粉の割合を減らした低コスト飼料の開発や効率的な給餌方法の開発を推進するとともに、既存の養殖とナマ

コやテングサ等の養殖を組合せ生産性の高い養殖システムを開発する取組み、養殖漁場の利用に関するデータベースを構築し養殖業への新規参入等を促す取組み、養殖用飼料として利用が促進されていない未利用資源を利用する取組み等に対し、支援を行った。また、国民の豊かな食生活の実現を図るため、天然資源が低迷し供給量減少が懸念されているクロマグロについて、その養殖の発展に必要となる生け簀技術の開発や小型クロマグロの有効利用を実証する取組みに対し、支援を行った。

このほか、消費者の関心の高い、安全・安心な養殖生産の実現を図るため、養殖生産に関する情報を適切に発信する取組み、漁場環境の変化やノロウイルス等のリスクに応じた生産管理手法の見直しのための対応策の検討・実践等に対し、支援を行った。また、養殖業の発展により漁村地域の活性化を図るため、漁協や市町村等が取り組む養殖再生プランの策定等に対して支援を行った。

ノリ養殖業については、ノリ輸入枠の拡大等、ノリ養殖業を巡る情勢変化に対応するため、コストの削減や付加価値の向上を推進し、国際競争力の強化を図った。具体的には、生産工程の高度化に資すると考えられるモデル事業、優良な特性を有するノリ株・糸状体の選定・利用の促進、構造改革計画に基づき生産性の低い自動乾燥機等を廃棄する取組み等に対し、支援を行った。

第3節 漁業の担い手確保・育成対策

1 漁業労働力の確保等

平成19年現在の我が国の漁業就業者は、20万4千人となっており、この10年間で26%減少した。また、年齢階層別にみると65歳以上の高齢者の割合は全体の37%、60歳以上にあっては48%と高齢化が進行しており、このような現状に対応するため、水産基本法に基づき定めた水産基本計画において、都道府県及び民間団体が有機的な連携を図りつつ将来の漁業生産を担う若い意欲的な人材の確保・育成を推進し、効率的かつ安定的な漁業経営を育成するため、次の事業について助成した。

(1) 漁業再チャレンジ支援事業

漁業への新規就業・新規参入を促進するため、経験ゼロからでも漁業に就業できるよう、社団法人大日本水産会に設置された全国漁業就業者確保育成センター

による就業情報の提供、就業準備講習会や就業相談会の開催、漁業現場での長期研修（最長6ヶ月間）等、漁業就業希望者の各段階に応じたきめ細かな支援措置を講ずるとともに、異業種のノウハウや技術を活用して生産から加工・流通・販売までの分野にわたる新たなビジネスの事業化等の支援。

(2) 福祉対策事業

漁村地域の福祉向上のため全国共済水産業協同組合連合会が昭和56年度から発足させた漁業者老齢福祉共済事業の推進等。

(3) 効率的・安定的沿岸漁業促進事業

全国漁業協同組合連合会が行う青年・女性漁業者グループのリーダー資質向上対策、漁業経営や地域活動等に関する取組の全国交流、沿岸漁業者グループの経営改善の取組や漁村女性等による起業的活動の取組等。

(4) 漁業経営安定対策(積立ぶらす)

漁業生産構造の急速な脆弱化に対し、水産物の安定供給を図っていくためには、「効率的かつ安定的な漁業経営」が大宗を担う漁業生産構造を実現する必要がある。このため、積極的かつ計画的に経営改善に取り組む経営体を対象に、現行の漁業共済制度の経営安定機能に上乘せした形で収入の変動による漁業経営への影響を緩和し、その経営改善を支える「漁業経営安定対策」を平成20年度に導入した。

2 水産業改良普及事業

最近の沿岸漁業等をめぐる厳しい情勢を踏まえ、沿岸漁業の生産性の向上、漁家経営の改善等の課題を地域の特性に応じて解決することが重要となっており、水産業改良普及事業の推進に当たっては、組織体制の整備強化及び普及職員の資質の向上を図り、水産行政に即応した全国的に統一ある普及活動を展開することが緊要となっている。

このため、国は道府県に対して、水産業普及指導員の配置、水産業普及指導員室の運営等普及事業の実施に要する経費について水産業改良普及事業交付金を交付した。

3 独立行政法人水産大学校

独立行政法人水産大学校は、中央省庁等改革により、水産に関する教育・研究を実施する機関として、平成13年4月1日に独立行政法人として設立された。

また、第一期中期計画における評価等を踏まえ、第二期中期計画が平成18年4月1日より開始され、設立目的である水産に関する学理及び技術の教授及び研究

を行うことにより、水産業を担う人材の育成に努めたとともに、業務実施に要する経費について20年度は運営費交付金20億9,990万9千円を交付した。

第4節 水産制度金融

1 概況

20年度の漁業金融の状況をみると、21年3月末現在の全金融機関の総貸出残高は11,862億円となり、前年同期に比べ644億円（5.1%）の減少となった。

これを漁業規模別にみると、中小沿岸漁業向けが11,405億円、大規模漁業向けが457億円で、中小沿岸漁業向けが大宗を占めている。

次に金融機関別にみると、系統金融機関が8,085億円中で最も大きく、一般金融機関が2,759億円、政府系金融機関が1,018億円となっている。これを前年と比べると、系統金融機関が3.1%、一般金融機関が12.3%のそれぞれ減少となり、政府系金融機関が0.3%の増加となった。構成比をみると、系統金融機関が68.1%、一般金融機関が23.3%、政府系金融機関が8.6%となっている。

2 系統金融

(1) 貯金

20年度における漁協貯金は、表6のとおり、21年3月末で8,994億円となり、前年同期に比べ94億円（1.0%）の減少となった。

これは、漁協信用事業の信漁連への譲渡が進んだことが主な要因である。

(2) 貸出金

20年度における漁協貸出金は、表6のとおり、21年3月末で2,153億円となり、前年同期に比べ125億円（5.5%）の減少となった。漁協の貯貸率については、前年同期に比べ1.2%減少し、23.9%となった。なお、漁協・信漁連・農林中金で構成される系統金融機関の21年3月末の貸出金残高を、上部機関からの借入金を差し引いた純残高ベースでみると、合計8,085億円となり、前年同期に比べ261億円（3.1%）の減少となった。

表6 漁協貯金・漁協貯貸率の推移

	(単位：億円、%)		
	19/3月末	20/3月末	21/3月末
漁協貯金(A)	8,598	9,088	8,994
漁協貸出金(B)	2,252	2,278	2,153
漁協の貯貸率(B/A)	26.2	25.1	23.9

3 一般金融機関

銀行、信用金庫等一般金融機関の貸出状況は、表7のとおり、21年3月末で2,759億円であり、前年同期に比べ386億円（12.3%）の減少となった。

表7 一般金融機関の漁業に対する貸付残高

	(単位：億円、%)		増加率
	20/3月末	21/3月末	
国内銀行銀行勘定	2,478	2,139	△13.7
信託勘定	0	0	0
信用金庫	667	620	△7.0
計	3,145	2,759	△12.3

4 株式会社日本政策金融公庫資金 (旧農林漁業金融公庫資金)

株式会社日本政策金融公庫は、平成20年10月1日に、農林漁業金融公庫、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行が解体・統合して設立された政策金融機関で、旧農林漁業金融公庫の業務を引き継ぎ、農林漁業者に対し農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金の融通を行っている。

水産関係資金としては、漁業経営改善支援資金、漁船資金、水産加工資金等9資金（農林漁業共通の資金を含む。）がある。

20年度の貸付決定額は表8のとおりで、21年3月末で155億円、前年同期に比べ8億円（5.1%）の増加となった。

表8 日本政策金融公庫資金貸付決定状況

資金名	(単位：百万円、%)		
	19年度	20年度	20/19
漁業経営改善支援	7,145	7,746	108.4
中山間地域活性化	738	203	27.5
振興山村・過疎	0	263	-
漁業基盤整備	1,580	1,381	87.4
漁船	320	739	230.9
農林漁業施設	2,824	288	10.2
水産加工	1,799	2,080	115.6
沿岸漁業経営安定	0	0	-
農林漁業セーフティネット	311	2,768	890.0
計	14,718	15,468	105.1

注：単位未満四捨五入のため合計が合わないことがある。

5 漁業近代化資金等の制度資金

(1) 漁業近代化資金

漁業近代化資金制度は、漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的として44年に創設され、漁業者等に対し、漁船資金を中心

に長期かつ低利の施設資金等の融通を行ってきている。

同資金については、国から農林中央金庫への補給契約分を除き、平成17年度より都道府県へ税源移譲されている。

20年度の融資実績は、平成21年3月末で236億円となっており、前年同期に比べ6.8億円（2.8%）減少した。用途別にみると、前年度に比べ漁船が0.3億円減少、養殖用施設が4.3億円の増加、加工用施設が5.2億円減少、漁具等施設が1.6億円の増加、水産動植物の種苗購入・育成が6.9億円減少、共同利用施設が0.2億円の減少となった。

表9 漁業近代化資金の用途別融資額

	(単位：百万円、%)			
	金額		構成比	
	19年度	20年度	19年度	20年度
都道府県承認分				
漁船(20トン以上)	413	703	1.7	3.0
漁船(20トン未満)	9,301	8,977	38.3	38.1
養殖用施設	524	949	2.2	4.0
加工用施設	3,233	2,714	13.3	11.5
漁具等施設	1,539	1,694	6.3	7.2
水産動植物の種苗購入・育成	9,134	8,448	37.7	35.8
共同利用施設	113	93	0.5	0.4
計	24,257	23,579	100.0	100.0
国の直接利子補給分				
共同利用施設	0	0	0.0	0.0
合計	24,257	23,579	100.0	100.0

注：単位未満四捨五入のため合計が合わないことがある。

(2) その他の制度資金

その他制度資金融資・貸付状況については表10のとおりとなっており、主なものとして、漁業経営が困難となっている中小漁業者であって、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁業経営再建計画の認定を受けた漁業者の固定化債務の整理を行い漁業経営の再建を図ることを目的として51年度に創設した漁業経営維持安定資金がある。

なお、同資金については平成17年度より、国際規制関連経営安定資金については平成18年度よりそれぞれ都道府県へ税源移譲されている。（ただし、漁業者団体への直接助成分は除く。）

また、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁業経営改善計画の認定を受けた漁業者に対し、低利の短期運転資金を融通し経営の改善の円滑な推進を図るため7年度に創設した漁業経営改善促進資金については、20年度に40億円の貸付極度額が設

定されており、平成21年3月末で前年同期に比べ1億円(2.9%)減少した。

表10 その他制度資金融資・貸付状況

資金名	(単位：百万円)	
	19年度	20年度
漁業経営維持安定資金	(382)	(1,774)
国際規制関連経営安定資金	-	-
漁業経営再建資金	-	-
漁業経営改善促進資金(極度額)	3,907	4,020
漁業経営高度化促進支援資金	(100)	(0)

注：()は都道府県の利子補給助成に係る貸付額である。

6 沿岸漁業改善資金

沿岸漁業改善資金制度は、沿岸漁業従事者等が経営、操業状態の改善を図るため自主的に近代的な漁業技術や合理的な漁業生産方式又は漁ろうの安全の確保等のための施設を導入し、又は生活の改善を図るため合理的な生活方式を導入することを促進するとともに、青年漁業者等による近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得や経営の基礎の形成を助長するため、沿岸漁業従事者等に対する中・短期の無利子資金の貸付を行う都道府県に対し国が必要な資金を助成する制度として昭和54年に創設された。

表11 沿岸漁業改善資金貸付状況

	(単位：百万円)		
	18年度	19年度	20年度
経営等改善資金	1,963	2,163	1,705
生活改善資金	17	25	14
青年漁業者等養成	491	567	493
確保資金			
合計	2,471	2,755	2,211
補助金交付額	10	10	102
対象都道府県	40県	40県	40県

7 中小漁業融資保証保険制度

中小漁業融資保証保険制度は、「中小漁業融資保証法」に基づき中小漁業者等に対する金融機関の貸付について漁業信用基金協会がその債務を保証し、その保証につき独立行政法人農林漁業信用基金が保険を行うものである。

20年度の保証状況を見ると、年度中の保証額は961億円で前年比9.3%の減少となり、年度末保証残高は1,711億円で6.0%の減少となった。保証残高を金融機関別にみると、農中は対前年度比12.5%減、信漁連は3.5%減、漁協は7.8%減、銀行等は6.8%の減少となった。次に資金種類別にみると、漁業近代化資金は、前年比5.3%減、一般資金6.6%の減少となった。

なお、20年度中の代位弁済額は61億円で前年比5億円の減少となり、この結果単年度事故率は5.7%、累計事故率は3.4%となった。

第5節 水産業協同組合

(1) 水産業協同組合の現況

21年3月末現在における水産業協同組合は、単位組合が2,671(沿海地区漁協1,094、内水面漁協856、業種別漁協126、漁業生産組合475、水産加工協120)、連合会が157(漁連116、信漁連31、水産加工連9、共水連1)、うち全国段階連合会が10となっている。

(2) 漁協系統をめぐる状況

我が国周辺水域の資源水準の低下による漁獲量の減少、魚価の低迷等による我が国漁業の不振を背景に、漁協系統をめぐる情勢も厳しさを増している。

このような状況の中で、漁協系統が漁業者の生産活動生活を支えるという本来の役割を的確に果たしていくために、更には水産基本法の基本理念である「水産業の健全な発展」の実現に向けて、より積極的な役割を果たしていくために、漁協系統の組織・事業基盤の強化が必要となっている。

特に漁協全体で約450億円(平成18年度決算)にまで累積している繰越欠損金の解消が急務であり、これに対応するため、平成20年度に欠損金見合いの借換資金(漁協経営改革支援資金)を創設し、当該資金を借り入れる際の利子助成等を実施している。

第6節 水産物の流通加工・需給・消費対策

1 水産物の需給・価格動向

20年(1月～12月)における我が国の漁業・養殖業の総生産量は558万8千t(概数)で、前年に比べ2.3%減少した。

魚種別には、さんま、さば類、ほたてがい等が増加し、さけ類、まいわし、するめいか等が減少した。

20年の産地価格は、前年に比べ、ほっけは45%、かつお(冷凍)は23%、かたくちいわしは19%上昇した。

また、まあじは14%、きはだ(生鮮)は11%、さんまは10%低下した。

20年の消費地価格(東京中央卸売市場)は、前年に比べ、ほっけ(生鮮)は73%、めばち(生鮮)は34%、さば類(生鮮)は16%上昇した。

また、きはだ(生鮮)は5%、うるめいわし(生鮮)

は4%、するめいか（冷凍）は4%低下した。

2 水産物の流通対策

水産物流通構造改革事業

漁業者団体等が行う、食品産業や小売業と連携して行う新たな水産物商品の企画、試作品の製造や水産物商品の流通、サービス等の実証試験、市場の開設者等が行う産地市場の統廃合、買い受け人の新規参入等を伴った産地取引等の実証試験、国産水産物の品質特性や水産物流通構造改革に必要な調査等に必要経費について補助を行った。

3 水産加工業対策

(1) 概況

水産加工品の生産量（以下使用する数値は、陸上加工のみ）は、原料魚の供給や需要の推移によって左右されるところが大きい。平成20年の水産加工品生産量（確報・生鮮冷凍水産物を除く。）は196万616tで前年に比べ2%増加し、生鮮冷凍水産物の生産量は166万3,321tで、前年並となった。

ア ねり製品

ねり製品の生産量は58万8,890tで、前年に比べ3%（1万6,951t）減少した。このうち、かまぼこ類は51万6,723tで、前年に比べて4%（1万9,956t）減少したが、魚肉ハム・ソーセージ類は7万2,167tで、前年に比べ、4%（3,005t）増加した。

イ 冷凍食品

冷凍食品の生産量は33万3,414tで、前年に比べ18%（4万9,747t）増加した。このうち、魚介類（切り身、むきえび等の加工品）は17万7,913t、水産物調理食品は15万5,501tで、前年に比べそれぞれ、20%（2万9,457t）、15%（2万290t）増加した。

ウ 乾製品

乾製品の生産量は30万4,698tで、前年並となった。このうち、煮干し品は7万1,240tで前年に比べ2%（1,169t）減少したが、素干し品は2万2,032t、塩干品は21万1,426tで、前年並となった。

エ 塩蔵品

塩蔵品の生産量は、19万124tで、前年並となった。このうち、さばは、3万6,201tで、前年と比べ38%（9,896t）増加したが、さけ・ますは9万4,446t、たら・すけとうだらは、8,038tで、前年に比べそれぞれ7%（6,917t）、16%（1,522t）減少した。

オ くん製品

くん製品の生産量は1万1,806tで、前年と比べ50%（3,935t）増加した。

カ 節製品

節製品の生産量は10万3,789tで、前年に比べ3%（3,543t）減少した。このうち、節類は6万7,718tで前年に比べ2%（1,269t）増加したが、削り節は3万6,071tで前年に比べ12%（4,812t）減少した。

キ その他の食品加工品

その他の食品加工品の生産量は42万7,895tで、前年並となった。このうち、塩辛類は2万7,122tで前年並となった。水産物漬物は6万5,887t、その他は4万6,856tで前年に比べ、それぞれ4%（2,660t）、33%（1万1,726t）増加したが、調味加工品は28万8,030tで前年に比べ5%（1万4,008t）減少した。

ク 生鮮冷凍水産物

生鮮冷凍水産物の生産量は166万3,321tで前年並となった。このうちあじ類は8万105t、さば類は40万5,507t、さんまは19万5,704tで、前年に比べ、それぞれ12%（8,524t）、17%（5万8,258t）、9%（1万6,459t）増加したが、さけ・ます類は13万8,379t、いわし類は22万242t、たら類は6万3,144t、いか類は7万9,273tで、前年に比べ、それぞれ19%（3万1,598t）、18%（4万7,285t）、13%（9,387t）、9%（7,723t）減少した。

(2) 主な水産加工業対策

ア 近年の水産加工業をめぐる厳しい情勢に対応して、近海水産資源を原材料とする水産加工の高度化の促進と水産加工業の体質強化を図るため、「水産加工業施設改良資金融通臨時措置法」〔昭和52年法律第93号〕に基づき、水産加工資金（融資枠32億円〔平成20年度〕）の融通を措置した。

イ これまで加工原料としてあまり利用されていなかった魚種を加工原料として活用し、新たな商品を開発する「未利用資源活用型加工プロジェクト事業」に対し助成した。

ウ 消費者に信頼される水産物の供給体制の強化を図るため、産地市場及び水産加工場における衛生管理をはじめとする品質管理の推進及び消費の改善を総合的に行う「水産物品質管理対策推進支援事業」に対して助成した。

4 水産物の需給安定対策

(1) 魚価安定基金造成事業（国産水産物安定供給推進事業）

漁業者団体が水揚げ集中時の魚価低落時に水産物を買取り、一定期間保管した後、価格上昇時に流通業者へ販売する調整保管や、漁業者団体が最終実需者と

の間で直接取引契約を締結し、最終実需者が求める種類、規格の水産物を買取り、一定価格で安定的に販売する事業を実施した際の買取代金金利、保管料等を助成するために必要な資金を造成した。

(2) 水産物流通グローバル化対策事業

水産物の適正な価格形成、流通の合理化に資するため、主要な産地及び消費地において、価格、入荷数量等に関する情報を収集し、生産・流通関係者に提供するとともに、水産物貿易統計の作成を実施した。さらに、これらの情報収集・分析のための電子情報ネットワークを推進した。事業の委託先は、社団法人漁業情報サービスセンターである。

5 水産物の輸出入

(1) 輸出入の概況

ア 輸出

20年の水産物総輸出額は、2,086億6,664万円であり、前年に比べ、12.4%減少となった。

輸出額が増加した主な品目は、ほたてがいが等であり、逆に減少した品目は、干しなまこ、さけ・ます類等である(表12)。

また、輸出先別にみると、香港(28%)が最も大きく、次いで米国(16%)、韓国(11%)、中国(10%)、タイ(9%)と続いている。

表12 20年水産物輸出実績

単位：数量はトン、[]は食用海藻等の枚数単位の実績があるものについて、千枚単位で記載

品目	数量	金額
総計	[70,861]	208,667
	518,992	(2,016,296)
(1) 真珠 (真珠及び真珠製品)	57	32,021 (308,467)
(2) ほたてがい (活生冷凍塩乾)	11,568	14,908 (143,170)
(3) さば (生・冷・凍)	133,098	14,842 (141,846)
(4) 干しなまこ	283	13,318 (129,924)
(5) さけ・ます (生・冷・凍)	45,128	10,277 (101,445)

イ 輸入

20年の水産物の総輸入額は、1兆5,696億4,469万円、前年より4.1%減少した。

輸入額が増加した品目は、たら卵等で、逆に減少した品目は、えび等である。(表13)。

表13 20年水産物輸入実績

単位：数量はトン
金額は百万円、()は千ドル

品目	数量	金額
総計	2,768,217	1,569,645 (15,237,610)
(1) まぐろ・かじき類 (生・冷・凍)	225,261	216,671 (2,098,601)
(2) えび (活・生・冷・凍)	202,575	197,513 (1,915,662)
(3) さけ・ます類 (生・冷・凍)	247,800	131,731 (1,275,067)
(4) かに (活・生・冷・凍)	73,633	69,486 (681,699)
(5) たら卵 (生冷凍塩乾)	44,508	56,901 (548,212)

(2) 水産物の非自由化品目

我が国では、沿岸・沖合漁業の主要対象種等について、無秩序な輸入により国内の漁業生産及び需給に悪影響が生じないように、また、我が国周辺水域の資源管理措置を補完するため輸入割当制度を実施している。輸入割当品目は次のとおりである。

○活、生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けのさば、あじ、いわし、たら、すけとうだら、にしん、さんま及びぶり、並びにそれらの魚類のフィレ及びその他の魚肉、フィッシュミール。

- 煮干し。
- 冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けのたら卵。
- 活、生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けのほたて貝、貝柱及びいか(もんごういかを除く)。
- 食用ののり及びこんぶ、並びにそれらの調製食料品。

表14 20年度補助金等

(単位：千円)

水産物流通グローバル化対策事業	13,676
未利用資源活用型加工プロジェクト事業	23,226
水産物品質管理対策推進支援事業	96,127
国産水産物安定供給推進事業	2,432,072
水産物流通構造改革事業	490,826

第7節 漁業保険制度

1 漁船損害等補償制度

(1) 概況

漁船損害等補償制度は、漁船及び漁船積荷につき不慮の事故による損害をてん補するとともに、漁船の運航に伴う損害賠償、費用負担による損害をてん補する

こと等を目的とした制度であり、「漁船損害等補償法」(昭和27年法律第28号)に基づく漁船保険(普通保険、特殊保険)、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険、漁船積荷保険及び任意保険並びに「漁船乗組員給与保険法」(昭和27年法律第212号)に基づく漁船乗組員給与保険から構成される。

これらの保険の元受は漁船保険組合が行っている。そのうち特殊保険及び漁船乗組員給与保険については国が再保険を行い、普通保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険、漁船積荷保険及び任意保険については漁船保険中央会が再保険を行い、さらにその一部につき国が再々保険を行っている。

(2) 漁船保険等事業

ア 漁船保険

この保険は、漁船につき、滅失、沈没、損傷その他の事故により生じた損害をてん補するものであり、戦乱等によらない事故により生じた損害をてん補する普通保険と、戦乱等による事故により生じた損害をてん補する特殊保険がある。普通保険には、これらの損害のみをてん補する普通損害保険と、これらの損害をてん補するとともに、保険期間が満了した場合に保険金額相当の保険金を支払う満期保険がある。

(ア) 普通保険

a 普通保険の加入状況

20年度において普通保険に加入した漁船は、19万5,201隻、93万8,690 tである。このうち普通損害保険の加入隻数は19万2,038隻で、満期保険の加入は(継続分を含む)3,163隻である。

加入隻数を前年度に比べると総隻数では4,229隻減となっており、20 t未満階層では4,150隻(2.1%)減少し、20 t以上階層では79隻(4.7%)減少している。トン数階層別に普通保険の構成比を見ると動力漁船では、5 t未満が86.7%を占めており以下5~19 t 12.3%、20~49 t 0.1%、50~99 t 0.2%、100~999 t 0.5%となっており、無動力漁船は0.2%である。

次に19年12月31日現在の在籍漁船数と加入隻数を対比した隻数加入率をみると、加入総隻数では、62.8%の加入率となっており、このうち動力漁船では、5 t未満は62.0%、5~19 tは85.8%、20~49 tは87.1%、50~99 tは88.1%、100~999 tは83.0%となっており、無動力漁船は3.8%であった。

また、保険価額に対する保険金額の割合すなわち付保率は、動力漁船では5 t未満95.3%、

5~19 t 94.3%、20~49 t 97.6%、50~99 t 96.8%、100~999 tは90.6%で動力漁船総数では94.0%、無動力漁船では98.7%を示しており、これらの引受保険金総額は1兆590億円であって、前年度に比べて268億円の減を示している。

b 保険事故

20年度において保険金を支払った普通保険事故は44,677件、支払保険金額は138億5,427万円であり、前年比9.3%の減となった。

c 漁具特約の引受及び事故

漁船に属する漁具については、特約がある場合のみ、その属する漁船とともに保険の目的とし得ることとなっており、普通保険においては、漁船とともに全損した場合に限りてん補することとなっている。

20年度において、漁具特約の引受件数は(特殊保険を含む)は669件で、保険金額は49億2,973万円であった。

なお、保険金を支払ったものは1件879万円であった。

(イ) 特殊保険

20年度の保険契約件数は317件で、保険金額は382億8,598万円であり、その内訳は北部漁場312件370億7,998万円、西部漁場2件3億8,400万円、南部漁場3件8億2,200万円であった。

なお、保険金を支払ったものはなかった。

イ 漁船船主責任保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者が、その所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する当該漁船の運航に伴って生じた費用で自己が負担しなければならぬものを負担し、又は当該漁船の運航に伴って生じた損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害をてん補するものである。

20年度の保険契約隻数は、基本損害192,673隻、乗客損害16,596隻、人命損害12,179隻で、保険金額はそれぞれ41兆8,029億5,500万円、5兆8,742億8,000万円、364億5,650万円であり、純保険料額はそれぞれ32億7,715万円、4億1,129万円、4,102万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、基本損害1,636件15億4,622万円、乗客損害71件5,344万円、人命損害10件2,140万円であった。

ウ 漁船乗組船主保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者であって、その所有し、又は所有権以外の権原に基づき使用す

る当該漁船の乗組員であるものにつき当該漁船の運航に伴って死亡及び障害の事故が生じた場合に一定の金額を支払うものである。

20年度の保険契約隻数は29,994隻で、保険金額は491億8,950万円であり、純保険料額は4,575万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、26件4,203万円であった。

エ 漁船積荷保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者がその所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する漁船に積載した漁獲物等に生じた損害をてん補するものである。

20年度の保険契約隻数は657隻で、保険金額は647億8,405万円であり、純保険料額は1億4,405万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、14件1億5,572万円であった。

オ 任意保険

この保険は、①漁船により漁獲され漁船以外の船舶で漁場から運搬中の漁獲物又はその製品につき、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害をてん補する転載積荷保険と、②スポーツ又はレクリエーションの用に供する小型の船舶（プレジャーボート）の運航に伴いプレジャーボートの所有者等が負担する賠償責任に基づく賠償等による損害をてん補するプレジャーボート責任保険の2種類がある。

20年度の保険契約隻数は、転載積荷保険25隻、プレジャーボート責任保険14,770隻で、保険金額はそれぞれ21億2,764万円、3兆2,746億8,900万円であり、純保険料額はそれぞれ265万円、1億1,669万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、プレジャーボート責任保険138件2,689万円であり、転載積荷保険の支払いはなかった。

カ 漁船乗組員給与保険

この保険は、漁船の乗組員が抑留された場合における給与を保障するため、漁船保険組合が保険事業を行うものである。

20年度の保険契約件数は209件で、その内訳は北部漁場208件、西部漁場1件、南部漁場0件であった。

なお、保険金を支払ったものはなかった。

(3) 財政措置

普通保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険については、一定の条件の下に国庫が純保険料の一部を負担することとなっている。20年度においては、国庫負

担額は66億8,005万円であった。

また、漁船保険組合に対し、事業実施に必要な経費について6億329万円の助成を行った。

2 漁業災害補償制度

(1) 概況

漁業災害補償制度は、「漁業災害補償法」(昭和39年法律第158号)に基づき、漁業協同組合等の協同組織を基盤とする漁業共済団体(漁業共済組合及び同連合会)が行う漁業共済事業及び漁業再共済事業並びに政府が行う漁業共済保険事業により、中小漁業者の相互救済の精神を基調として、その営む漁業につき異常の事象又は不慮の事故によって受ける損失を補てんするために必要な給付を行い、中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的とするものである。

近年の我が国水産業を取り巻く情勢は、周辺水域の資源状況の悪化、漁業就業者の減少・高齢化など依然として厳しく、漁業経営は困難な現状におかれており、経営安定に漁業共済の果たす役割はますます重要となっている。

このような中で、20年度の加入状況は、加入件数58,791件、共済金額3,983億7,768万円、純共済掛金171億7,383万円であった。この加入実績は、前年度実績3,941億5,455万円に対し1.1%増(42億円増)となり、過去最高を記録した。この内訳は、漁獲共済が前年度比3.5%増(75億円増)、養殖共済が前年度比3.3%減(31億円減)、特定養殖共済が前年度比0.4%減(3億円減)、漁業施設共済(14年10月より、従来の漁具共済から移行)は前年度比0.5%増(1億円増)となっている。

なお、18年度契約分に係る支払状況は、21年3月末現在で支払件数10,251件、支払共済金99億7,577万円であり、また、19年度契約分に係る支払状況は、21年3月末現在で支払件数7,021件、支払共済金105億4,322万円であった。

(2) 漁業共済事業

ア 漁獲共済

この共済は、漁業者の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額が共済限度額(過去一定年間の漁獲金額を基準として漁業者ごとに定める一定額)に達しない場合の損失について共済金を支払う事業である。

20年度の契約件数は、13,700件と前年度の14,486件に比べ減少し、共済金額では、2,221億4,894万円と前年度2,145億9,712万円に比べ3.5%の増加となった。

なお、18年度契約分に係る支払状況は、21年3月

末現在で支払件数4,577件、支払共済金44億8,024万円であり、また、19年度契約分に係る支払状況は、21年3月末現在で支払件数2,931件、支払共済金31億4,822万円であった。

イ 養殖共済

この共済は、養殖中の水産動植物が、台風や津波、赤潮等の災害により死亡、流失した等の損害について共済金を支払う事業である。

20年度の契約件数は、5,777件と前年度の5,997件に比べ減少し、共済金額では、893億4,219万円と前年度924億3,083万円に比べ3.3%の減少となった。

なお、18年度契約分に係る支払状況は、21年3月末現在で支払件数981件、支払共済金13億143万円であり、また、19年度契約分に係る支払状況は、21年3月末現在で支払件数1,598件、支払共済金25億4033万円であった。

ウ 特定養殖共済

この共済は、特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額が共済限度額（過去一定年間の生産金額を基準として漁業者ごとに定める一定額）に達しない場合で、かつ、その生産数量が一定の数量に達しなかった場合の損失について共済金を支払う事業である。

20年度の契約件数は、6,665件と前年度の6,987件に比べ減少し、共済金額では、765億7,530万円と前年度768億6,864万円に比べ0.4%の減少となった。なお、18年度契約分に係る支払状況は、21年3月末現在で支払件数2,444件、支払共済金29億5,157万円であり、また、19年度契約分に係る支払状況は、21年3月末現在で支払件数1,891件、支払共済金46億688万円であった。

エ 漁業施設共済

この共済は、供用中の養殖施設又は漁具の流失、損壊等の事故による損害について共済金を支払う事業である。

20年度の加入件数は、32,649件と前年度33,460件に比べ減少し、共済金額では、103億1,125万円と前年度102億5,796万円に比べ0.5%の増加となった。

なお、18年度契約分に係る支払状況は、21年3月末現在で支払件数2,249件、支払共済金12億4,253万円であり、19年度契約分に係る支払状況は、21年3月末現在で支払件数601件、支払共済金2億4,779万円であった。

(3) 財 政 措 置

20年度においては、漁業共済の加入者に対する共済掛金についての国庫補助額は76億9,818万円であった。

また、漁業共済組合及び同連合会に対して、事業実施に必要な経費について5億1,169万円の助成を行った。

第8節 沿岸・沖合漁業

1 沖合底びき網漁業

概要：沖合底びき網漁業は15 t以上の動力漁船により底びき網を使用し、おおむね北緯25度以北、東経153度以西、東経128度30分（一部128度）以東の太平洋、オホーツク海及び日本海で行う漁業である。操業区域は46区分に細分化されており操業は資源保護上及び漁業調整上の厳しい制限のもとに主に自県沖を中心に行われている。

許認可隻数：21年1月1日現在で387隻であった。

船型：160 tまで4階層に分かれるが、新40トン未満階層が138隻と最も多くなっている。

漁法：かけまわし、トロール及び2そうびきであり、オクタトロールは北海道周辺及び宮城～千葉までの沖合で操業しており、2そうびきは岩手の一部、太平洋南海区及び島根～福岡で操業している。北海道及びその他の海域においては主としてかけまわしによる操業が行われている。

漁獲量：19年は41万5千トンで前年に比べ約6万6千トン増加した。魚種別にはすけとうだら12万9千トン、ほっけ10万3千トン、かれい類1万8千トンとなっている。

2 小型底びき網漁業

小型底びき網漁業は総トン数15 t未満の動力漁船により底びき網を使用して営む漁業であり、地先沿岸を漁場とするものから沖合域を漁場とするものまで地域により多様であって、沿岸漁業の中においては、釣、延縄とともに代表的な地位を占めている。本漁業については、農林水産大臣の告示により、都道府県知事が許可することができる隻数の最高限度を定めている。また、海域によっては船舶の総トン数若しくは馬力数の最高限度を定めることができることとなっているほか、漁具漁法についても漁獲効率が低い2そうびき漁法、網口開口板等の使用を農林水産大臣が特に定める海域以外は禁止している。本漁業の20年4月現在の許可総枠隻数は約2万2千隻である。19年の漁獲量は41万6千トンで前年に比べ3千トン増加した。漁獲物はひらめ、かれい類、えび類の中高級魚が多く、生鮮、そう菜物として利用されている。なお、漁獲量のうち

25万8千トン、北海道のほたてがいである。

3 まき網漁業

総トン数40トン（北海道恵山岬灯台から青森県尻屋崎灯台に至る直線の中心点を通る正東の線以南、同中心点から尻屋崎灯台に至る直線のうち同中心点から同直線と青森県の最大高潮時海岸線との最初の交点までの部分、同交点から最大高潮時海岸線を千葉県野島崎灯台正南の線と同海岸線との交点に至る線及び同点正南の線から成る線以東の太平洋の海域にあっては、総トン数15トン）以上の動力漁船によりまき網を使用して行う大中型まき網漁業の21年1月1日現在の許認可隻数は、206隻であった。

また5トン以上40トン未満（北部太平洋海域においては15トン未満）の中型まき網漁業の大臣枠付隻数は、21年1月現在で505隻となっている。19年におけるまき網漁業の漁獲量は約131万トン（うち大中型まき網漁業約86万トン）で、前年より約13万トンの減となった。

4 ずわいがに漁業

日本海及びオホーツク海のずわいがには、主として沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁業及びかご漁業により漁獲されている。このうち、ずわいがにを漁獲目的とする10トン以上船（小型機船底びき網漁業及び沖合底びき網漁業を除く。）については、特定大臣許可漁業となっており、沖合底びき網漁業・小型機船底びき網漁業も含めて、ずわいがにの漁獲時期、体長制限等を省令で規制している。20年度の許可隻数は、かご漁船18隻であった。19年のずわいがにの全国漁獲量は約6千トンで前年同となっている。

5 さんま漁業

さんま漁業は大きく分けて、総トン数10トン以上の漁船により棒受網を使用してさんまを獲る指定漁業の北太平洋さんま漁業と10トン未満の漁船により棒受網や刺網を使用する知事許可漁業がある。

このうち北太平洋さんま漁業の操業期間は、さんまの索餌のための北上する魚群及び産卵のための南下魚群が形成される8月1日から12月31日までと限定されているため、さけ・ます流し網漁業等との兼業船も多い。また、さんまの漁場は年毎に海流などによって変わるが、大体、漁期初めの8月～9月は歯舞・色丹沖、8月～10月に道東沖で操業し、10～11月頃三陸沖に南下、11月～12月頃には房総半島沖まで南下して操業し、これに応じて主要水揚港も道東～三陸～房総等と推移

する。

21年1月1日現在のさんま漁業の大臣許認可隻数は196隻で、前年から7隻減少している。漁獲量については、18年の漁獲量は約24万トン、19年の漁獲量は約29万トンとなっている。

6 いか釣り漁業

いか釣り漁業は大きく分けると船舶の総トン数により、その制度的扱いを異にしている。総トン数30トン以上の動力漁船によりいか釣り漁業を営むものについては平成14年4月に「中型いかつり漁業」（我が国近海が主漁場）と「大型いかつり漁業」（海外が主漁場）を統合し、「いか釣り漁業」として指定漁業の業種に追加し、平成19年8月に際し、操業区域・規制ラインの見直し等を行った。

また、30トン未満の漁船については、都道府県知事許可等であるが、するめいかを目的とする5トン以上30トン未満船は、平成10年から農林水産大臣の届出が必要となっている（小型するめいか釣り漁業）。

我が国近海で操業するいか釣り漁業は、日本海を主漁場として、日本海でスルメイカの周年漁獲、6月頃から10月頃に東シナ海でのヤリイカ漁獲、1月頃から2月頃に太平洋側のスルメイカの漁獲、秋に北太平洋（東経170度以東）のアカイカ漁獲に大別できる。

21年1月1日現在のいか釣り漁業の許認可隻数は176隻（うち旧大型いかつり漁業が38隻、旧中型いかつり漁業が138隻）である。また、5トン以上30トン未満船の大臣届出漁業の届出隻数は2,786隻である。

7 かじき等流し網漁業

かじき等流し網漁業は大目流し網漁業とも呼ばれ、かじき、かつお又はまぐろをとることを目的とした漁業であり、中型さけ・ます漁業、さんま漁業等との兼業がみられる。この漁業は三陸沖を中心に古くから行われ、国際環境の変化により平成元年8月に届出漁業とした。さらに、公海における操業は、平成4年12月末をもって停止となり、現在では、房総半島沖から北海道道東沖にかけた日本の排他的経済水域を主漁場として継続して操業が行われている。

かじき等流し網漁業は、総トン数10トン以上の漁船で大臣届出制となっているが、一方で各道県毎に知事許可又は海区委員会指示による承認が必要となっている。本漁業の19年の漁獲量は約5千7百トンであった。

8 遊漁・海面利用

国民の自然志向・健康志向などを背景として海の利用のニーズが多様化する中で、従来からの釣り、潮干狩りといった遊漁活動に加え、ヨット・モーターボート、水上オートバイなどのプレジャーボートやスキューバダイビングなど、多様な海洋性レクリエーションが進展している。

このような状況の中、漁業者、遊漁者、海洋性レクリエーション関係者等からなる海面利用協議会が都道府県に設置され、調和がとれた海面利用を図っている。

遊漁船業については、各都道府県に登録した遊漁船業者数は、平成21年3月31日時点において1万5,881業者、登録された遊漁船の隻数は、1万8,521隻であった。

また、遊漁船業者等に対し、安全運航、遊漁船利用者の安全管理のための講習会の開催、安全対策及び適正な漁場利用に関するルール・マナーの啓発を行うとともに、遊漁船利用者を含む遊漁者に対し、釣りのルール・マナーを指導する釣り指導員の育成、活動支援及び青少年に対する釣り教室開催支援による釣り人の水産資源・漁場環境保全意識の啓発を行う遊漁船業等適正化対策推進事業を実施した。

9 我が国200海里内における漁業取締り

(1) 外国漁船の取締り

平成11年1月の新日韓漁業協定、平成12年6月の新日中漁業協定の発効に伴い、ロシア漁船と合わせ約2千隻もの外国漁船が我が国の許可を受けて、我が国200海里内で操業を行うこととなった。水産庁ではこれら外国漁船による違反操業の未然防止のための立入検査を実施するとともに、違反及び無許可外国漁船の拿捕、密漁設置漁具の押収等の漁業取締りを実施しており、特に外国漁船による違反が頻発している九州・山陰周辺などの海域については、漁業取締船、漁業取締航空機を重点的に配備している。

これら漁業取締りにより拿捕した違反漁船に対しては、司法処分を科すとともに、行政処分として許可の停止や取消しの処分を実施しており、平成20年における拿捕件数は20隻（韓国漁船18隻、中国漁船2隻）であった。

また、平成20年における外国漁船による密漁漁具の押収量は、刺網・延縄が約119km、籠漁具が6,909個に達した。

(2) 沿岸・沖合等漁業の取締り

水産庁における、我が国の沿岸・沖合等漁業に関す

る取締りは、主として指定漁業、特定大臣許可漁業等に対して行っているが、併せて都道府県の知事許可の沿岸漁業に対しても指導・取締りを行っている。

また、検挙した違反漁船に対しては、司法処分が科されるとともに停泊処分や船長等の乗組み禁止処分などの行政処分を実施しており、平成20年における検挙件数は24隻（沖合底びき網漁業3隻、大中型まき網漁業2隻、北太平洋さんま漁業1隻、かじき等流し網漁業3隻、小型機船底びき網漁業13隻、さわら流し網漁業2隻）であった。

(3) 漁業取締体制の強化

水産庁では、漁業指導・取締りのため、漁業取締船（官船6隻、用船32隻）、漁業取締航空機（チャーター機4機）を配備して取締りに当たっているところである。

しかし、外国漁船による違法操業が増加するとともに、違反を発見されると逃走したり追跡の妨害や体当たりをする悪質な漁船が増加しており、これら違反漁船による違法な漁獲や漁具の残置・流失により我が国の水産資源や漁場環境の悪化が懸念されている。

このため、違反漁船に対する取締り捜査能力の向上を図るため、取締機器の更新や新型漁業取締船への移行を計画的に実施し、実効ある取締体制の構築を図ることとしている。

第9節 遠洋・北洋漁業

1 さけ・ます漁業

20年度のさけ・ます漁業については、日ロ漁業合同委員会第24回会議及び政府間協議の結果を受け、日本200海里内において3,005 tの漁獲限度量及びロシア200海里内において9,735 tの漁獲割当量となった。

(1) 中型さけ・ます流し網漁業

ア 太平洋海域

太平洋中型さけ・ます流し網漁業は、平成4年度からの公海操業の停止を受け、ロシア200海里内のみの操業となっている。20年度の漁獲割当量は5,775 tで、21隻が5月15日から7月31日まで操業し、漁獲実績は5,080 tであった。

イ 日本海海域

日本200海里内において150 tの漁獲限度量で4月14日から6月28日まで4隻が操業を行い、漁獲実績は143 tであった。

(2) 太平洋小型さけ・ます流し網漁業

71隻（10 t未満）が、日本200海里内において2,855

tの漁獲限度量で、4月15日から7月7日まで操業を行い、漁獲実績は2,487tであった。また、30t未満型の22隻がロシア200海里内において3,960tの割当量を受け、5月9日から7月30日まで操業し漁獲実績は3,190tであった。

2 捕鯨業

(1) 商業捕鯨の中断

昭和57年、国際捕鯨委員会（IWC）は第34回年次会議において、1990年までに鯨類資源状態の見直し（包括的評価）を行うとの条件付きで商業捕鯨の一時停止（モラトリアム）を決定した。これに対し我が国は条約の規定に基づき異議申し立てを行ったが、米国は日本が商業捕鯨を継続すれば、米国200海里内での対日漁獲割当てを削減すると主張したため、やむを得ざる措置としてモラトリアムを受け入れ、商業捕鯨は1988年より一旦中断した。

(2) 包括的評価とモラトリアムの見直し

従来から検討されていた鯨資源の改訂管理方式がIWC科学委員会により、1992年に完成され、南極海ミンククジラ鯨資源については、100年間の捕獲許容水準が20万頭であることが算出された。しかし、1994年、新たな監視取締制度（RMS）の完成が商業捕鯨再開（モラトリアムの撤廃）の前提との決議案が採択され、以降14年間に延べ45回のRMS関連会合が開催されたが、反捕鯨国による遅延策等のためRMSの完成は遅れ、さらに近年では、反捕鯨国は、RMSの完成は商業捕鯨モラトリアムの撤廃を意味しないとの主張を始める等、モラトリアムの見直し先送りの立場を譲らなかった。2006年2月、ケンブリッジにおいてRMS作業部会が開催されたが、上述のような反捕鯨国による理不尽な対応により、RMSの完成が不可能であることが確認され、作業部会での作業は当面延期することが合意され、14年間の議論と交渉の結果、RMSのプロセスは実質上停止することとなった。その後、具体的な交渉等は行われていない。

(3) 鯨類捕獲調査

我が国は商業捕鯨再開に向けて鯨類の資源状況等を科学的に把握するため、南極海及び北西太平洋で鯨類捕獲調査を実施しており、この一環として1987年度から2004年度まで18年間、南極海ミンククジラの生物学的情報収集を主目的とした南極海鯨類捕獲調査（JARPA）を実施し、更に2005年度よりJARPAの調査結果を踏まえ、科学的知見の更なる充実を図り、より適切なクジラ資源の管理方式の構築を目指すため、ミンククジラの捕獲頭数を増やすとともに、資源の回

復が著しいナガスクジラ及びザトウクジラを新たに捕獲対象鯨種に加えた第二期南極海鯨類捕獲調査（JARPA II）を開始した。

南極海鯨類調査に対しては、調査の開始当初からグリーンピースやシー・シェパード（SS）といった反捕鯨団体が不当かつ危険な妨害活動を繰り返してきたが、2006年度も、前年度に引き続き両団体が妨害活動を行うことを公言して南極海に出現した。2月9日及び12日には、SS所属船2隻による調査母船「日新丸」及び目視専門船「海幸丸」に対する妨害活動があり、日新丸では船上に投げ込まれた薬品（酪酸）を浴びた船員2名が負傷したほか、海幸丸については投げ込まれたロープがプロペラに絡まり、プロペラの一部が損傷し、一時的に停船を余儀なくされた。

また、2月15日未明、日新丸の後部甲板において火災が発生し、乗員1名が死亡する事故が発生した。その後、復旧活動により28日には自力航行が可能となったが、調査機材の不都合や汚損などにより、2006年度の調査は中止となった。

2007年度の調査時においては、SS所属船ステイブ・アーウィン号が妨害活動を展開し、調査母船「日新丸」並びに目視採集船「第2勇新丸」及び「第3勇新丸」に薬品（酪酸）の入った瓶を投入し、日新丸にて船員及び海上保安官3名が負傷した。また、第2勇新丸にプロペラに絡めることを目的とし、ロープ等を流す等の行為を展開し、SSの活動家2名が第2勇新丸の船内に侵入した。これらの妨害行為により、延べ31日間にわたり調査が中断され、予定捕獲頭数に至らなかった。

2008年度の調査においては、悪天候や例年になく海水の張り出しに悩まされながらも、ほぼ計画どおりの調査を実施した。他方、今期調査においてもSS所属のステイブ・アーウィン号による長期に亘る危険な妨害を受け、調査活動は直接的な妨害や回避行動のために延べ16日間にわたり調査が中断され、今期も予定捕獲頭数に至らなかった。妨害の内容については、昨年度同様、薬品の投擲等が行われたが、特に調査母船「日新丸」の後方で警戒に当たっていた目視採取船「第2勇新丸」船尾にステイブ・アーウィン号が体当たりする等、悪質な妨害活動が行われた。更に、妨害行為がエスカレートされ、調査で採集した鯨体を日新丸に渡そうとした目視採取船「第3勇新丸」の左舷後方に、ステイブ・アーウィン号が激しく体当たりし、激突したステイブ・アーウィン号の船首から、SSの活動家2名がロープを使用して侵入しようと試みた。この一連の妨害行為により、第3勇新丸は船体に大き

な破損を被ることとなった。

1994年度には北西太平洋におけるミンククジラの系統群解明を目的とした北西太平洋鯨類捕獲調査(JARPN)を開始し、さらに、2000年度からは、JARPNの調査結果を踏まえ、増加している鯨類による水産資源の大量捕食が漁業に与える影響を解明することを主目的とした第2期北西太平洋鯨類捕獲調査(JARPN II)を実施している。JARPN IIでは調査対象種としてミンククジラ以外にイワシクジラ、ニタリクジラ及びマッコウクジラを追加するとともに、小型捕鯨船を用いて、沿岸域における調査も実施している。

(4) 沿岸小型捕鯨

我が国の沿岸小型捕鯨は、従来ミンククジラを主対象とした操業を行っていたが、モラトリウムを受け入れたことに伴い、現在はIWC規制対象外の鯨種(ツチクジラ、ゴンドウクジラ等)のみを捕獲している。この沿岸小型捕鯨は、米国、デンマーク等の国で行われている原住民生存捕鯨(文化的、伝統的重要性からモラトリウム下であっても捕鯨が認められている)と同様の文化的・社会経済的な性格を有しており、これらの地域に対してミンククジラの商業捕鯨捕獲枠を与えるようIWCに要求しているところである。

3 かつお・まぐろ漁業

総トン数10t以上の漁船によって営まれる本漁業は、その漁船の規模により近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業に分けられる。これらは、指定漁業となっており、漁業を営もうとするときは農林水産大臣の許可を受けなければならない。

これらの許認可船の隻数は、平成20年8月1日現在総数1,001隻となっている。

また、52年以降の200海里設定によりすでに約30数年が経過したが、沿岸国の中に新規に入漁を認めようとする国もあり、我が国は積極的に優良漁場の確保に努めてきている。しかしながら、既存漁場の入漁協定においては毎年入漁条件が厳しくなるなか、資源状況の悪化、地域漁業管理機関における漁獲枠削減等の規制強化や、輸入品との競合などによる長期的な魚価の低迷等、本漁業をめぐる環境はますます厳しくなる傾向にある。

表15 かつお・まぐろ漁業

(1) かつお・まぐろ漁業許認可隻数

	(20年8月1日現在)
遠洋かつお・まぐろ漁業	567隻
近海かつお・まぐろ漁業	434隻
合 計	1,001隻

(2) かつお・まぐろ漁業の漁獲量

	(20年、概数、かつこ内は前年)
まぐろはえなわ漁業	167千t (197千t)
かつお一本釣り漁業	105千t (127千t)
合 計	272千t (324千t)

4 遠洋底びき網漁業

遠洋底びき網漁業の平成20年8月1日現在の許認可隻数は44隻となっている。

(1) ロシア水域

地先沖合交渉の合意に基づき4隻が操業。1~4月に北千島海域において抱卵スケトウダラを対象として操業。

(2) 南極水域(CCAMLR)及びフオークランド水域

現在1隻のみ操業。CCAMLRではナンキョクオキアミ、フオークランド水域ではホキ、ミナミダラ等を対象として操業。

(3) ニュー・ジーランド

形式用船方式により、1隻がミナミダラ、ホキ、イカ等を対象として操業。

(4) 北西大西洋水域(NAFO)

現在1隻のみ操業。カラスガレイ、アカウオを主対象として操業。

(5) 天 皇 海 山

操業隻数は7隻(うち、2隻は専業)であり、キンメダイ、クサカリツボダイを主対象として操業。

5 海外いかつり漁業

海外いか釣り漁業(大型いか釣り漁業)は、昭和44年にそれまでの自由漁業から大臣承認漁業へ移行された。承認隻数は当初200隻を超えていたが、昭和57年から58年にかけてのいか流し網漁業への転換及び経営不振による廃業等により減少が続き、指定漁業となった平成14年8月の許可の一斉更新時で許認可隻数79隻、平成15年は80隻、平成18年においては76隻となっており、このうち185トン以上の大型いか釣り漁船の隻数は、平成14年に51隻であったものが平成20年には13隻と大幅に減少した。なお、平成19年8月の一斉更新で、従来大型・中型と5つの操業区域に分かれていた区分が統合された。

主な操業水域は、ペルー水域、ニュージーランド水域及び北太平洋水域(ロシア水域及び公海。)、であり、これらの水域を組み合わせてのことにより操業を行っている。

生産状況は、最盛期には、10万トンから20万トン、金額で180億円から240億円の漁獲を行ったが、近年で

は、平成12年の18万トンで160億円の漁獲金額をピークに毎年減少を続け、平成15年は約5万トンで約60億円、平成17年は約5万4千トンで約61億円、平成20年は約1万6千トンで約25億円と減少している。

(1) ペルー沖水域（アメリカオオアカイカ）

当該水域での操業は、平成3年から操業が開始されたが、エルニーニョ現象の影響により、平成10年以降は資源状態が悪化したため入漁を見合わせたが、平成12年から資源の回復に伴い操業を開始した。近年、資源水準は安定的に推移している。

安定的な入漁条件を確保するため、平成15年から政府間協定締結交渉を開始し、平成16年1月、同年8月に入漁料等が大幅に引き下げられた。ペルー側の政治事情から協定締結は出来なかったが、同年12月漁業協力の実施と安定的な入漁の確保等を内容とする政府間の合意がなされている。

(2) ニューゼーランド水域（ニューゼーランドスルメイカ）

当該水域は、昭和40年代後半に漁場が開発され、最盛期には150隻を超えて操業されていたが、200海里設定以降、操業条件が厳しくなったこと及び資源の減少により、年々入漁隻数が減少し、平成14年には出漁隻数がゼロとなった。

しかし、平成15年は海洋水産資源開発センター調査船による調査を行い、平成16年には3隻、平成17年には、4隻、平成19年以降は、2隻の操業が行われている。

(3) 北太平洋水域（アカイカ、スルメイカ）

他の漁場と比較して距離が近いことから、重要な漁場となっている。

第10節 国際漁業交渉

1 海洋法に関する国際連合条約の動向

1982年に採択された新たな海洋秩序を構築する「海洋法に関する国際連合条約」は、1994年11月16日に発効した。

我が国についても、1996年7月20日に同条約が効力を生じた。また、「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」、「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」、「水産資源保護法の一部を改正する法律」等の同条約関連法案も同日より施行された。

2 二国間交渉

(1) 日ロ漁業委員会第25回会議

2009年の日ロ双方の漁船の相手国200海里水域における操業条件について協議する日ロ漁業委員会第25回会議が、2008年11月25日から12月4日まで東京において開催された。

(協議の経過)

日ロ漁業委員会第25回会議は、日本側からは山下潤水産庁次長ほか、ロシア側からはエフストラチコフロシア連邦漁業庁副長官ほかが出席した。協議の中でロシア側は、日本漁船への割当の消化率が低いこと、ロシア極東水域における資源状態の悪化及び日本側の許可申請の件数は許可隻数枠に達していないことから日本漁船の許可隻数の削減等の主張を行ってきた。

このようなロシア側の主張に対し、日本側は国内漁業者の現状を説明し、双方の妥結点を見いだすことを目指した。特に相互性に基づく操業については、昨年同様、日本側から機材供与等の協力を行う意向を表明し、協議を重ねた結果、次のとおりの内容で合意に至った。

(合意の内容)

ア ロシア水域における日本漁船の操業条件

(ア) 相互性入漁

- a 漁獲割当量は51,953 t（前年は51,953 t）。
- b 日本側（民間団体）からロシア側に対し専門家の研修及び機材の供与を含む協力事業を実施。

(イ) 有償操業

- a 漁獲割当量は5,210 t（前年は5,210 t）。
- b 日本側（民間団体）はロシア側に2億1,300万円を支払う。

(ウ) 共通事項

許可隻数枠は相互性、有償併せて591隻。

イ 日本水域におけるロシア漁船の操業条件

- (ア) 漁獲割当量は51,953 t（前年51,953 t）。
- (イ) 許可隻数枠は101隻（前年104隻）。

(2) 日ロ漁業合同委員会第25回会議

日ロ漁業合同委員会第25回会議が2009年3月10日から3月24日までの間、モスクワにおいて開催された。

本委員会においては、当面する漁期におけるロシアを母川国とする溯河性魚類（さけ・ます）の日本による漁獲の条件が決定されるとともに、北西太平洋の公海における生物資源の保存及び管理の問題、日ロ両国の団体及び企業の間の漁業分野における協力関係等につき広く意見交換が行われた。

(協議の概要)

日口漁業合同委員会第25回会議は、日本側から宮原正典水産庁資源管理部審議官ほか、ロシア側からはベリャエフロシア連邦漁業庁科学・教育局長ほかが出席した。

まず、日本漁船による我が国200海里内でのロシア系さけ・ますの漁獲に関して、ロシア側は当初、さけ・ます資源の保存及び再生産にかかるコストが必要であることから、協力費の前年並の水準維持を強く主張してきた。しかしながら、科学者間の協議を含め、双方が検討を重ねた結果、最終的に次のとおりの内容で妥結した。なお、日本海水域のからふとます資源が奇数年の低水準にあることから採算に見合う操業が困難として、日本海水域においては、全船が本年の出漁を見送った。

○2009年に日本漁船が日本200海里内で漁獲するロシア系さけ・ますの上限量を2,855 tとする（前年3,005 t）。

○日本200海里内を回遊するロシア系さけ・ますの保存への協力の一環として、日本側（民間団体）はロシア側に対して3.64億円を下限とし、4.257億円を上限とする額に相当する機械及び設備をさけ・ます再生産のためロシア側に供与する。協力費の額は漁獲実績に応じて決定される（前年3.71億円～4.360億円、支払い方法前年同）。

このほかの議題として、「漁業の分野における両国の民間ベースでの協力については当該協力を今後とも互恵的な形で発展させていくことで一致し、2009年の漁業の分野における両国政府間の科学技術協力計画が採択される等、幅広い議論が行われた。

(3) ロシア連邦の200海里水域における日本国の漁船によるロシア系さけ・ますの2009年における漁獲に関する日口政府間協議

本協議は2009年3月24日から3月27日までモスクワにおいて、また4月10日から4月24日までモスクワにおいて開催された。

本協議においては、我が国漁船によるロシア連邦の200海里水域におけるロシア系さけ・ますの漁獲の条件が決定された。

(協議の概要)

日本側から宮原正典水産庁資源管理部審議官ほか、ロシア側からベリャエフロシア連邦漁業庁科学・教育局長ほかが出席した。

本協議では、漁獲割当量及び入漁料に関して、日露双方の意見が一致するまでに時間を要したが、最終的に次のとおりの内容で妥結した。

(合意の内容)

漁獲割当量は6,880 t（前年は9,735トン）

操業隻数は31隻（前年43隻）。

(4) 日韓漁業協定

平成10年9月25日、日本海及び済州島南部水域での暫定水域の設定、すけとうだら、ずわいがに、その他の漁獲量の取扱い等に関して基本合意に達し、11月28日に鹿児島で署名が、12月11日に我が国国会で、翌年1月6日に韓国の国会で協定が承認された。

他方、基本合意後において双方の排他的経済水域における操業条件、漁獲割当量や暫定水域での資源管理等について協議が続けられたものの、特に韓国のズワイガニを目的とする底刺し網漁業、かご漁業の扱いを巡って韓国側と日本側との意見が対立した。このため1999年（平成11年）1月22日、協定は発効したものの、双方の排他的経済水域での相手国漁船の操業は行えない状況となったが、2月5日、日韓双方の相手国水域での操業条件についての合意が得られ、2月22日から相手国水域での相互操業が行われた。

その後、年毎に自国排他的経済水域に入漁する相手国漁船の操業条件について協議が行われ、2009年漁期（3月1日から1年間）の操業条件については、双方とも削減を行い、入漁隻数は940隻、総漁獲割当量は60,000 tと日韓等量等隻であり、対前年比では、入漁隻数60隻減、総漁獲割当量前年同となった。

なお、入漁隻数及び総漁獲割当量を定めるほかに、2005年から魚種別・漁業種類別漁獲割当も実施している。

また、海洋生物資源専門家小委員会の設置要領に基づき、2008年9月に釜山にて同小委員会の第5回定期会合が開催された。

なお、暫定水域の資源管理等については、協定発効当初から、協定に基づき政府間協議の開催を提案し続けてきたが、韓国側は竹島問題を理由に、政府間協議に一切応じられないとの姿勢を終始崩さず、日本側は改めて右協議の開催を求めた。また、このような状況を踏まえ、暫定水域で操業する漁業者同士による民間協議と両国政府が積極的に支援指導及び助言することについて意見の一致をみた。

(5) 日中漁業協定

日中間においては、国連海洋法条約の趣旨に則した新たな協定を、2000年2月に北京で開催された大臣級協議により、2000年6月1日に発効することで意見の一致を見た。それに伴い、2000年4月から相手国入漁のための操業条件等の決定のために3回の部長・副局長協議を開催し、2000年5月18日に2000年漁期の操業

条件について合意し、2000年6月1日に新協定が発効した。

日中漁業協定に基づき、日中漁業共同委員会において、排他的経済水域に入漁する相手国漁船の操業条件について両国へ勧告されているほか、暫定措置水域における資源管理措置、日中海洋生物資源専門家小委員会の設置が決定されている。

2009年漁期の相手国入漁のための操業条件については、2009年2月12日に東京で開催した共同委員会において、漁獲割当量等の削減を行うこととし、日中両国とも総漁獲割当量及び総許可隻数をそれぞれ11,741 t及び450隻とすること等を内容とする2009年漁期の操業条件を日中両国政府に勧告することが決定された。

(6) 日米漁業協議

米国200海里内において、我が国漁業の枠組みとなっていた日米漁業協定については、1991年末に期限が満了し、同水域における対日漁獲割当量、洋上買魚ともゼロとなったことから、延長を行わなかった。

しかしながら、水産分野における日米の意見交換は重要であるとして、同協定の失効後、種々の漁業問題を討議するために定期的な実務者漁業協議の場として日米漁業委員会が設立され、1992年1月東京において第1回協議が行われ、その後、同委員会は毎年1回開催されてきたが、2000年8月、米国は、我が国が北西太平洋における調査捕鯨を拡大したこと（対象にニタリ鯨、マッコウ鯨を追加）に強い懸念を示して同年9月に予定されていた日米漁業協議委員会の開催の取りやめを通知したことから、これ以降、同委員会の開催が中断された。

しかしながら、近年の漁業問題の深刻化により、双方の合意で、2003年の第8回協議から再開され、第9回協議は2004年1月に東京で行われた。

(7) 日加漁業協議

トロール漁業については1999年以降、まぐろ延縄漁業については2000年以降、カナダ水域への入漁は認められていない。

2001年以降については、協議開催前にカナダ側よりトロール漁業及びまぐろ延縄漁業についての我が国の入漁を認めない旨の通知があり、協議は行われていない。

(8) 日・ニュージーランド漁業交渉

1978年9月に発効した日・NZ漁業協定に基づき、毎年、我が国漁船のNZ水域における操業条件が決定されてきていた。96/97漁期より、我が方と先方の入漁条件が折り合わず、我が国漁船の操業が行われなくなったことから、NZ側は協定を不必要とし、97年9

月をもって協定は失効した。

(9) 日・バブアニューギニア漁業交渉

1981年1月に締結された日・バブアニューギニア漁業取極により、我が国まぐろ漁船が入漁していたが、86年12月、バブアニューギニア側が従来の入漁料より2倍以上の値上げを要求、このため交渉は決裂し、協定は87年3月をもって失効していた。2006年4月に本格的な入漁交渉を再開し、同年5月1日から、まき網漁船の入漁が認められた。

(10) 日・キリバス漁業交渉

1978年6月に発効した日・ギルバート諸島政府間漁業協定（キリバスの独立は79年7月12日）に基づき、まぐろ延縄・かつお一本釣を対象とする入漁協定が78年7月に発効した。入漁協定はその後、操業条件をめぐり4度にわたり決裂中断があったが（81年7月-10月、82年11月-83年8月、93年8月-9月、97年6月-9月）、その後は現在まで安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は水揚げ金額の5%であり、航海毎に支払う方式が採られているが、まぐろ延縄については、年間許可方式との選択が可能となっている。また、まき網漁船については、入漁協定が93年9月に発効し、現在まで安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は、水揚げ金額の5%となっている。

(11) 日・ソロモン漁業交渉

1978年9月に発効した日・ソロモン諸島政府間漁業協定に基づき、まぐろ延縄・かつお一本釣を対象とする入漁協定が78年10月に発効した。入漁協定はその後、操業条件をめぐり2度にわたり決裂中断があったが（82年10月-83年1月、99年1月-00年9月）、その後は現在まで安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は水揚げ金額の5%であり、まぐろ延縄については、年間許可又は、4か月許可方式、かつお一本釣りについては、航海毎に支払う方式が採られている。また、まき網漁船については、入漁協定が00年10月に発効し、現在まで安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は、水揚げ金額の5%となっている。

(12) 日・オーストラリア漁業交渉

1979年11月に発効した日・豪漁業協定に基づき、毎年「日本国のまぐろ延縄漁業に関する日本国政府とオーストラリア政府の間の補足協定」が締結され、これに基づく入漁が行われていた。しかしながら、豪州側は「みなまぐろ保存委員会」で国別割当が決定できない場合、日豪漁業協議を行わないという立場をとり、97年度のみみなまぐろ保存委員会で資源評価をめぐるとの意見の対立から国別割当が決定できなかったため、我が方がみなまぐろ保存委員会と日豪漁業協定

とは本来リンクされるべきではないとの主張したにもかかわらず、97年度以降日豪漁業協議は行われていない。その結果、現在豪州水域への入漁は行われていない。

(13) 日・フランス漁業交渉

1979年7月に発効した日・フランス漁業取極に基づき、我が国まぐろ漁船がフランスの海外領土水域へ入漁してきたが、2001年2月をもって入漁は途絶えている。この原因は、入漁料の支払方法が一括前払い方式となっていること、さらに現在フランスの海外領土のうち唯一入漁の対象としているニューカレドニア水域には広大な操業禁止水域が設定されているため、我が国業界の関心が薄いことにある。

(14) 日・インドネシア漁業交渉

インドネシアは、1980年3月群島基線の外側200海里の経済水域を設定し、81年以降国内法整備ができるまでの暫定措置として、我が国のかつお一本釣り及びまぐろはえなわ82隻に限り許可発給を行っていた。83年10月に同国は、200海里経済水域法を制定し、以降3回にわたり我が国と漁業交渉を行ったが、入漁料等の操業条件が折り合わず、84年以降同国水域から我が国漁船は撤退している。

(15) 日・ミクロネシア連邦漁業交渉

1979年4月にまぐろ延縄、かつお一本釣り、まき網を対象とする入漁協定が発効したが、その後、操業条件をめぐる2度にわたり決裂中断があった(82年1月-4月、83年8月-84年2月)が、その後は現在まで安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は水揚げ金額の5%であり、航海毎に支払う方式が採られている。但し、外地陸揚げを行なうまぐろ延縄は3ヶ月間の期間許可となっている。

(16) 日・マーシャル諸島漁業交渉

1979年7月、まぐろ延縄、かつお一本釣りを対象とする入漁協定が発効し、その後先方政府からの希望により、日・マーシャル政府間漁業協定が81年4月に発効した。入漁協定は現状に至るまで決裂中断していない。入漁料は水揚げ金額の5%であり、航海毎に支払う方式が採られている。また、まき網漁船については、93年9月に入漁協定が発効し、現在まで安定的な入漁関係が維持されている。まき網の入漁料は、水揚げ金額の5%となっている。

(17) 日・パラオ漁業交渉

1979年1月にまぐろ延縄、かつお一本釣り、まき網を対象とする入漁協定が発効したが、その後、操業条件をめぐる3度にわたり決裂中断があった(82年10月-83年12月、86年7月、91年8月-92年1月)が、その

後は現在まで安定的な入漁関係が維持されている。入漁料支払い方式は、年間支払方式もしくは航海毎支払い方式であり、前者の入漁料は水揚げ金額の4%、後者は入漁料の5%となっている。

(18) 日・ツバル漁業交渉

1986年6月に発効した日・ツバル政府間漁業協定に基づき、まぐろ延縄・かつお一本釣りを対象とする入漁協定が86年6月に発効した。入漁協定はその後、操業条件をめぐる2度にわたり決裂中断があったが(88年6月-90年5月、91年6月-94年2月)、その後は現在まで安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は航海毎に一定額を支払う方式が採られている。また、まき網漁船については、入漁協定が98年3月に発効し、現在まで安定的な入漁関係が維持されている。まき網の入漁料は、水揚げ金額の5%となっている。

(19) 日・ナウル漁業交渉

1994年7月にまぐろ延縄、かつお一本釣り、まき網を対象とする入漁協定が発効し、現在まで安定した入漁関係が維持されている。まぐろ延縄、かつお一本釣りの入漁料は水揚げ金額の5%であり、航海毎に支払う方式が採られている。また、まき網の入漁料は、水揚げ金額の5%となっている。

(20) 日・フィジー漁業交渉

1998年7月にまぐろ延縄、かつお一本釣り、まき網を対象とする入漁協定が発効し、現在まで安定した入漁関係が維持されている。入漁料は、航海毎に一定額を支払う方式が採られている。

(21) 日・モロッコ漁業交渉

2008年11月にラバト(モロッコ)において漁業交渉が開催された。その結果、許可期間を1月1日~9月10日(前期)、9月11日~12月31日(後期)とし、操業条件は①許可隻数枠15隻(通年)、②入漁料2,000ドル/隻/年、③ライセンス料49,500ディルハム/隻/年(約58万円)、④科学オブザーバー乗船については、前期は最大4人、後期は最大2人とし、経費については、2隻以下の場合6,000ドル/年、3隻以上の場合10,000ドル/年、⑤モロッコ人漁船員の雇用は運用により努力目標とする。

(22) 日・ペルー非公式漁業協議

いか釣り漁業者のペルー入漁に関し、2008年5月にリマにおいて非公式漁業交渉が開催された。2008年7月から2009年6月まで入漁料65ドル/(漁船トン数)・月、転載量15ドル/(漁獲物トン数)の条件で操業が行われている。

(23) 日・アルゼンチン非公式漁業協議

2006年11月にブエノスアイレスにおいて我が国いか

釣り漁船の入漁に関する漁業協議が開催された。2007年3月までは、用船方式による入漁制度により、我が国いか釣り漁船が入漁を行っていたが、2007年4月以降、アルゼンチン側の国内制度の変更により、我が国のいか釣り漁船の入漁は不可能になった。

(24) 日・マダガスカル民間漁業協議

1997年にまぐろはえ縄を対象とする協定が締結され、入漁が行われていたが、2003年1月マダガスカル取り締まり当局による我が国漁船の拿捕により、我が国漁船の同国水域への入漁が途絶え、そのまま協定期限を迎え、同協定は失効した。しかし、マダガスカル側から関係改善の意が示されたことから、水産庁の仲介のもと2005年8月に操業条件について協議が行われ、同年10月東京において操業条件について合意、協定が再締結され、我が国漁船が安定的に入漁している。

3 多 国 間 交 渉

(1) 国際捕鯨委員会 (IWC)

第60回国際捕鯨委員会 (IWC) 年次会合本会議が、2008年6月23日から6月27日までサンチアゴにおいて開催された。

主要論点についての概要は以下のとおり。

ア 加盟国の状況

昨年の年次会合以降、コンゴ共和国、タンザニア、ルーマニア、ウルグアイが加盟し、本年の年次会合における加盟国は81ヶ国(持続的利用支持国37ヶ国、反捕鯨国44ヶ国)となった。

イ IWC の将来

我が国は、昨年同様、「対立の回避」、「対話の促進」の方針で総会に臨み、IWCの正常化を求めた結果、IWCに関する各国の関心事項を総合的に議論し、パッケージ合意案を作成するための作業グループの設立にコンセンサスで合意。作業グループは、本年9/10月を目途に議論を開始し、明年2/3月頃に開催される中間会合に報告を行った後、さらに検討を続け、2009年6月の第61回年次会合に最終報告書を提出する予定。また、各加盟国は、コンセンサスに向けてあらゆる努力を行うことが合意された。

ウ 我が国沿岸小型捕鯨に対する捕獲枠の要求

沿岸小型捕鯨に捕獲枠(ミンククジラ)を設定する件については、今後「IWCの将来」に向けたパッケージ合意の中で検討されるとの理解の下、我が国からは提案を行わなかった。

エ サンクチュアリー

ブラジルから南大西洋におけるサンクチュアリー設定の説明があったが、提案されることはなく、今

後「IWCの将来」に向けたパッケージ合意の中で検討されることになった。

オ 先住民生存捕鯨

デンマークが西グリーンランドのザトウクジラの捕獲枠10頭の設定を科学委員会の助言に基づき提案し、コンセンサスでの決定を求めたが、EU、ラ米を中心に反捕鯨国の多くがこれに反対。科学的根拠に基づく持続的利用が認められるべきとする各国との間で意見が対立した。結局、本件は投票に付され、否決された(賛成29、反対36、棄権2及び欠席4)。

カ 鯨類捕獲調査

我が国が実施している南極海鯨類捕獲調査の結果については、会期の合間を利用して、その成果を紹介し意見交換を行った。なお、我が国の南極海鯨類捕獲調査の自粛を求める決議は、IWCにおける対立を回避するため、反捕鯨国側からの提案が行われなかった。

キ 調査妨害活動への対処

我が方は、会期中に関係国である豪州、NZ、オランダ、米国等と積極的に協議を行い、その結果、関係国それぞれが担当部局において措置を講じていることが確認された。

また、我が方より、これまでの累次の決議、声明を踏まえ、反捕鯨団体による調査捕鯨の妨害行為については、IWC加盟国が連携し、協力して対策をとることが必要であり、今回の年次会合において、関係国間の協力が推奨されるとともに、妨害活動は許さないという姿勢を示すべきと、強く主張。各国から支持する意見が相次ぎ、これが今次会合の議長報告書に記載されることになった。

ク その他

会議期間中、ローバート・ジェンキンス元 CITES の動物委員会議長の下、IWCの将来について話し合う会合が開催され、IWCとは別の枠組で鯨類の保存管理を検討する選択肢等について幅広く議論が行われた。

特に、カリブ諸国・大洋州島嶼国・アフリカ等の持続的利用支持国からは、食料安保の観点、国の自立の観点から、このようなアプローチの必要性を強調し、今後ともこの検討を継続するべきであるとの発言が相次いだ。

(2) 北太平洋溯河性魚類委員会 (NPAFC)

北太平洋におけるサケ・マス資源の保存を目的とした同公海海域におけるサケ・マス漁業の禁止を主たる内容とした「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約」は、1993年(平成5年)2月16日に発

効したが、本条約に基づき「北太平洋溯河性魚類委員会 (NPAFC)」の年次会議が93年以降毎年開催され、締約国間の取締り協力、サケ・マス資源に関する科学的知見等について協議が行われている。

2008年については、第16回年次会議がシアトル (米国) において11月17日から11月21日に開催され、条約加盟国である日本、米国、カナダ、ロシア、韓国 (2003年加盟) の5か国の他、オブザーバーとして PICES (北太平洋海洋科学機関)、台湾等が出席した。

主な討議内容としては、取締活動については、各国から2008年漁期の NPAFC 条約水域 (北太平洋公海) におけるさけ・ます違法操業の取締りに関する報告が行われ、加盟国漁船によるさけ・ますを対象とした違反操業の現認はなかったものの、多数の中国いか釣り漁船及びその近辺で船名等を隠匿・偽装した流し網漁船が視認されていることが報告されたことから、加盟国間でのより一層の連携を図り、条約水域における違法操業の防止に取り組むことが合意された。

また、さけ・ます資源に関する科学調査については、太平洋におけるさけ・ますの資源量が引き続き高い水準にあることが報告されたほか、今後の調査の方向性について議論が行われた。

次の第17回会議は、2009年の11月に新潟市 (日本) において開催されることが決定された。

(3) 北西大西洋漁業機関 (NAFO)

2008年9月にヴィーゴ (スペイン) において、第30回年次会合が開催された。

ア 主な魚種別の保存管理措置

3KLMO 区カラスガレイについて2009年は、現行措置 (TAC16,000トン、日本の漁獲枠1,215 t) を1年間延長することが合意された。

イ 脆弱な海洋生態系の保存

脆弱な海洋生態系の保存のため、禁漁区の設定、サンゴ等の分布域に遭遇した場合の手続き等が採択された。

(4) 全米熱帯まぐろ類委員会 (IATTC)

2008年6月に、パナマシティ (パナマ) にて第78回本会合が開催された。会期のほぼ全てを東部太平洋におけるメバチ・キハダの保存管理措置に関する議論に費やしたが、2008年以降の保存管理措置については合意に至らず、2008年11月に開催される第79回特別会合で引き続き議論することとなった。

2008年11月に、米国のラホヤにて開催された第79回特別会合においても、会期のほぼ全てを東部太平洋におけるメバチ・キハダの保存管理措置に関する議論に費やしたが、2008年以降の保存管理措置については合

意に至らず、2008年は保存管理措置がないまま終了することとなった。2009年以降の保存管理措置については、2009年6月にラホヤ (米国) にて開催される第80回本会合に持ち越しとなった。

(5) 大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT)

2008年11月にマラケシュ (モロッコ) において、第16回大西洋まぐろ類保存国際委員会特別会合 (年次会合) が開催された。

ア 魚種別保存管理措置

東大西洋クロマグロについて、TACの現行計画からの更なる削減 (2009年27,500トン→22,000トン、2010年25,500トン→19,950トン、2011年 (今般設定) 18,500トン)、禁漁期の更なる拡大 (まき網漁業について6カ月→10カ月等)、まき網漁船及び蓄養施設を対象とする ICCAT オブザーバー制度の創設等の措置が採択された。

イ 過剰漁獲問題

遵守委員会中間会合を開催し、大西洋クロマグロ漁業、蓄養等に関する加盟国について、各国の関係規制措置の遵守状況を評価し、不適切と判断された場合は、漁獲割当の削減等の措置を講ずることとされた。

(6) 南極海洋生物資源保存委員会 (CCAMLR)

2008年10月27日から11月日までホバート (豪州) にて第27回年次会合が開催され、メロ及びオキアミの保存管理措置等について議論が行われた。

メロの漁獲可能量については、我が国漁船の操業海域を含む一部の海域において、資源悪化の懸念を受け、削減されたが、我が国漁船1隻の開発漁業の操業が認められた。一方オキアミについては、我が国漁船1隻が操業を行う予定である旨申請した。また、底魚漁業において、海洋脆弱生態系 (VME) の保護のため、一定量のVME指標生物を混獲した場合の禁漁区の設定等を定めた保存管理措置の導入が合意された。

(7) みなみまぐろ保存委員会 (CCSBT)

2008年10月にオークランド (ニュージーランド) で開催された第15回年次会合では、許可蓄養場のリストを創設すること、大型漁船からの洋上での転載を認められた運搬船のリストの創設、漁獲証明書制度 (漁獲から水揚げ、貿易をモニターする制度) の導入等のミナマグロ漁業の監視取締措置が合意された。なお、許可蓄養場のリストは2008年12月31日に創設され、運搬船のリストは2009年4月1日から、漁獲証明書制度は2010年1月1日から運用される予定である。

次回年次会合は、2009年10月に韓国にて開催予定のこととなった。

(8) 中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC)

2008年12月8日から12日にかけて、釜山（韓国）において第5回年次会合が開催された。

主な結果としては、2009年から3年間でメバチの漁獲を30%削減するため、以下の措置が合意された。なお、2010年及び2011年の措置については、2009年における各国の実施状況等を踏まえ、2009年の年次会合で必要な見直しを実施することとなった。

【まき網漁業】

2009年：(a)集魚装置を用いた操業の2カ月間禁止、又は、(b)メバチの漁獲量を2001年～2004年の平均値から10%削減。2010年及び2011年：集魚装置を用いた操業の3カ月間禁止等（2009年の第6回年次会合で代替措置を検討予定）。

【はえ縄漁業】

2009年から、メバチの漁獲量を2001年～2004年の平均（米国、中国及びインドネシアについては、2004年のみの漁獲量）から毎年10%削減（3年間で30%の削減）。

また、クロマグロについては、第4回北小委員会（2008年9月）で作成されたクロマグロの保存管理措置について、韓国が留保を取り下げなかったため、2009年の年次会合まで採択を延期することとなった。ただし、各国が自主的に漁獲努力量を増大させない措置をとることが確認された。

その他、委員会 VMS（漁船位置監視）制度の2009年4月からの運用開始につき合意した。

なお、次回年次会合は、2009年12月にタヒチで開催予定。

(9) ベーリング公海漁業問題

「中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約」（ベーリング公海漁業条約）に基づく第13回年次会議が2008年9月1日から2日までの間、カーニングラード（ロシア）において開催された。年次会議には加盟6か国（日本、韓国、ポーランド（EU）、ロシア及び米国）が出席した（中国は欠席）。

(協議の概要)

今回の年次会議においても、ベーリング公海におけるスケトウダラ資源の回復を示す情報は得られず、1993年からのモラトリアム（操業の一時停止）は2009年も継続されることとなった。また、我が国はこれまでの年次会議で主張してきたのと同様に、今会議においても漁獲可能水準（AHL：条約水域におけるスケトウダラの漁獲可能量。年次会議の科学技術委員会によるスケトウダラの資源評価に基づき、原則として条約

加盟国の意見の一致をもって設定される。）を設定し、漁業再開に向けた作業を進めるべきと主張したが、米国、ロシア及びこれまで我が国と共同歩調を取ってきたポーランドが科学的データが不足している現状でAHLの設定はできない旨主張したことから、AHLは設定されなかった。次回年次会議については、米国において開催されることとなった。

(10) ストラドリリング・ストック (SS) 及び高度回遊性魚種 (HMS) に関する国連協定

1992年6月リオ・デ・ジャネイロで開催された「国連環境開発会議 (UNCED)」においてストラドリリング・ストック及び高度回遊性魚種資源の保存・管理についての沿岸国の優先的権利の主張がなされた。それに対し、我が国、EC、米国等「国連海洋法条約」の規定を逸脱しているとの反論により、結局、国連主催の政府間協議で検討されることとなり、ニューヨークの国連本部において1993年4月に第1回会合が開催され、1995年8月、第6回会合でコンセンサスにより協定が採択された。

本協定の目的は、国連海洋法条約を効果的に実施し、ストラドリリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存と合理的利用を確保することである。保存管理措置については、EEZ内外での一貫性の確保、地域漁業機関への協力義務、地域漁業機関が定めた措置への当該機関非加盟国の遵守義務等が規定されており、取締りについては、転載の規制、旗国以外の検査官により乗船・検査制度の導入等が規定されている。本協定は、30ヶ国が批准したことから、2001年12月11日に発効し、我が国は1996年11月に署名を行い、2006年8月に批准した。

(11) インド洋まぐろ類委員会 (IOTC)

2008年6月にマスカット（オマーン）にてIOTC第12回年次会合が開催された。

ア 漁獲記録の提出様式が定めるとともに、データ提出を強化する措置が採択された。

イ 洋上転載を管理するため運搬船に乗船するオペレーターの役割を強化する措置が採択された。

ウ 海鳥の混獲回避措置の強化が合意された。

4 国際漁業再編対策事業

(1) 事業の趣旨

我が国の国際漁業をめぐる情勢が一段と厳しさを増している中で、現在の国際社会における我が国の立場を考えた場合、資源状態等に関する科学的根拠や漁獲実績をもとにした外交交渉によっても、我が国の国際漁業の存続を確保することが必ずしも可能な状況には

なく、漁業種類によっては縮減せざるを得ない場合がある。

この場合に重要なことは、漁業者のみならず、関係事業者及び従事者に影響の大きい国際漁業の再編整備をできる限り混乱なく進めることである。

このため、平成元年12月22日の閣議了解により、国際漁業の再編整備について、国際的な情勢を基礎として計画的に実施するとともに、これに伴う所要の対策を総合的に講ずる仕組みを設けることとした。

本事業は、この一環として、将来の国際漁業に関する確かな見通しの下に国際漁業の再編整備を計画的に行うため、交付金の交付等の措置を実施するものである。

(2) 事業の概要

ア 減船漁業者救済対策事業

実施計画に従って減船を行った者に対し、減船漁業者救済費交付金の交付を行う。

イ 不要漁船処理対策事業

実施計画に従って減船に伴って発生する不要漁船をスクラップ処分等にした場合に、不用漁船処理費交付金の交付を行う。

ウ 国際漁業再編対策推進事業

国際漁業再編対策を円滑に推進するため、国際漁業の情勢の把握や交付金の交付等のための推進体制の整備を行う。

(3) 事業の実績

これまで元年度に北洋はえなわ・さし網漁業及び東部ベーリングつぶ漁業、2～4年度に北洋さけ・ます漁業、3～5年度に北方底びき網漁業、4～6年度に公海流し網漁業、10年度に遠洋まぐろはえなわ漁業、13年度にたら等はえ縄漁業、18年度に日本海べにずわいがに漁業、20年度に遠洋まぐろはえ縄漁業及び近海まぐろはえ縄漁業について本事業を実施した。

第11節 漁船対策

1 漁船の勢力と建造状況

我が国の漁船勢力の実態を把握するため、毎年12月31日現在の漁船統計表を作成している。この統計は各都道府県における漁船の登録隻数と、漁船登録を必要としない総トン数1t未満の無動力漁船数を集計したもので、19年末については、表16のとおりである。

また、漁船法（昭和25年法律第178号）第4条1の規定に基づく20年度の農林水産大臣の漁船建造許可件数は表17のとおりである。

2 漁船の依頼検査と性能改善

漁船法第25条の規定に基づく漁船の依頼検査の20年度実績は、総合検査7件、船体検査5件、機関関係検査15件の合計27件、検査手数料収入総額は414万円であった。

3 漁船の輸出

漁船の外国への譲渡（輸出）又は貸渡しについては、経済産業大臣が輸出貿易管理令に基づいて承認することとなっている。この際に、国際的な漁業秩序を乱し、あるいは国際的に合意された資源保護措置の効果を減殺するおそれがないか、水産庁に事前協議することとしている。20年度における貸渡しは3カ国22隻、輸出については11カ国40隻であった。

4 環境調和型漁船等創造対策事業

「国民への水産物の安定供給」を図るには、現下の漁船漁業をとりまく環境の変動に適切に対応し、将来に亘り安定的かつ魅力ある漁船漁業への早急な環境整備が肝要である。

特に、①循環型社会の実現を促進する「環境基本計画」に適応した廃船処理等の実現及び平成17年2月に発効された「京都議定書」の温暖化対策への対応、②新規参入障害の主要因「漁業は危険」の原因である、多発する転覆・衝突事故や海中転落事故への安全対策、③国際海事機関等の漁船の安全等の基準策定の議論に際した我が国漁船の実態に基づく主張、及び④平成16年11月の環境団体の反漁業活動を背景とした国連決議など国際議論への対応が喫緊の課題となっている。

このため、我が国漁船漁業の実態に即した合理的かつ経済的な環境・安全対策等を図るため以下の事業を行い、安全的かつ魅力ある漁船漁業の実現に資することとした。

(1) 環境調和型漁船漁業調査検討事業

ア 環境調和型漁船調査・検討

漁船の建造にあたり、環境保全の観点からリサイクル、廃船方法等複合的な要素を総合的に考慮した循環型社会適応漁船の設計指針及び基準を策定した。

イ 環境調和型漁具・漁法調査検討

環境負荷をより軽減する漁具・漁法の技術的改良・開発を実施するため、既存の底びき網等の漁具に関し、海底への影響を低減する漁具を試作するとともに、模型実験等を行い、環境負荷をより軽減する漁具・漁法の技術的改良・設計を行った。

表16 平成19年漁船統計表

漁業種類 Type of Fishery	船型 Size	船 質	総 計		動 力 漁 船		無動力漁船	
			隻 数	総トン数	隻 数	総トン数	隻 数	総トン数
			NO.	G. T.	NO.	G. T.	NO.	G. T.
総	計	S	3,887	445,794.43	3,887	445,794.43	0	0.00
		W	13,487	18,490.70	10,412	16,733.06	3,075	1,757.64
		F	296,023	746,787.34	290,476	740,650.73	5,547	6,136.61
		T	313,397	1,211,072.47	304,775	1,203,178.22	8,622	7,894.25
淡 水 漁 業	計	S	25	47.16	25	47.16	0	0.00
		W	3,664	1,416.48	1,540	711.69	2,124	704.79
		F	8,118	7,812.51	6,634	7,248.27	1,484	564.24
		T	11,807	9,276.15	8,199	8,007.12	3,608	1,269.03
合 (海 水 漁 業)	計	S	3,862	445,747.27	3,862	445,747.27	0	0.00
		W	9,823	17,074.22	8,872	16,021.37	951	1,052.85
		F	287,905	738,974.83	283,842	733,402.46	4,063	5,572.37
		T	301,590	1,201,796.32	296,576	1,195,171.10	5,014	6,625.22
内 水 面	計	S	7	13.90	7	13.90	0	0.00
		W	107	31.48	42	24.77	65	6.71
		F	617	475.87	503	457.22	114	18.65
		T	731	521.25	552	495.89	179	25.36
採 介 藻	計	S	222	4,064.11	222	4,064.11	0	0.00
		W	2,802	2,082.07	2,259	1,806.37	543	275.70
		F	82,464	117,012.75	79,419	114,772.05	3,045	2,240.70
		T	85,488	123,158.93	81,900	120,642.53	3,588	2,516.40
定 置	計	S	407	4,947.96	407	4,947.96	0	0.00
		W	259	762.31	178	474.13	81	288.18
		F	9,942	42,517.26	9,470	39,863.20	472	2,654.06
		T	10,608	48,227.53	10,055	45,285.29	553	2,942.24
一 本 つ り	計	S	304	23,877.56	304	23,877.56	0	0.00
		W	3,394	5,601.31	3,375	5,584.20	19	17.11
		F	94,385	210,480.21	94,326	210,386.25	59	93.96
		T	98,083	239,959.08	98,005	239,848.01	78	111.07
は え な わ	計	S	115	6,042.15	115	6,042.15	0	0.00
		W	236	774.93	230	767.55	6	7.38
		F	7,777	28,169.40	7,766	28,159.81	11	9.59
		T	8,128	34,986.48	8,111	34,969.51	17	16.97
刺 網	計	S	452	15,829.76	452	15,829.76	0	0.00
		W	978	1,234.84	957	1,195.70	21	39.14
		F	44,819	96,983.33	44,721	96,884.94	98	98.39
		T	46,249	114,047.93	46,130	113,910.40	119	137.53
ま き 網 (網 船)	計	S	130	22,072.02	130	22,072.02	0	0.00
		W	43	233.16	31	178.31	12	54.85
		F	1,059	10,018.34	1,049	9,958.82	10	59.52
		T	1,232	32,323.52	1,210	32,209.15	22	114.37
ま き 網 附 属 船	計	S	457	42,193.66	457	42,193.66	0	0.00
		W	35	272.41	25	267.31	10	5.10
		F	1,581	17,455.29	1,572	17,304.31	9	150.98
		T	2,073	59,921.36	2,054	59,765.28	19	156.08
敷 網	計	S	53	3,701.11	53	3,701.11	0	0.00
		W	49	133.37	39	118.31	10	15.06
		F	1,670	11,258.45	1,668	11,255.76	2	2.69
		T	1,772	15,092.93	1,760	15,075.18	12	17.75
底 び き 網	計	S	441	25,253.00	441	25,253.00	0	0.00
		W	792	3,497.19	792	3,497.19	0	0.00
		F	12,864	67,311.65	12,864	67,311.65	0	0.00
		T	14,097	96,061.84	14,097	96,061.84	0	0.00
以 西 底 び き 網	計	S	22	2,546.22	22	2,546.22	0	0.00
		W	0	0.00	0	0.00	0	0.00
		F	0	0.00	0	0.00	0	0.00
		T	22	2,546.22	22	2,546.22	0	0.00
遠 洋 底 び き 網	計	S	8	6,998.62	8	6,998.62	0	0.00
		W	0	0.00	0	0.00	0	0.00
		F	0	0.00	0	0.00	0	0.00
		T	8	6,998.62	8	6,998.62	0	0.00
ひ き 網	計	S	273	2,556.60	273	2,556.60	0	0.00
		W	354	971.39	251	802.27	103	169.12
		F	6,661	37,617.82	6,608	37,553.55	53	64.27
		T	7,288	41,145.81	7,132	40,912.42	156	233.39
か つ お ・ ま ぐ ろ	計	S	485	179,844.16	485	179,844.16	0	0.00
		W	0	0.00	0	0.00	0	0.00
		F	687	20,841.44	687	20,841.44	0	0.00
		T	1,172	200,685.60	1,172	200,685.60	0	0.00
捕 鯨	計	S	9	282.65	9	282.65	0	0.00
		W	0	0.00	0	0.00	0	0.00
		F	3	4.39	3	4.39	0	0.00
		T	12	287.04	12	287.04	0	0.00
官 公 庁 船	計	S	280	84,762.69	280	84,762.69	0	0.00
		W	7	21.28	7	21.28	0	0.00
		F	878	3,496.34	877	3,495.18	1	1.16
		T	1,165	88,280.31	1,164	88,279.15	1	1.16
運 搬 船	計	S	113	9,813.17	113	9,813.17	0	0.00
		W	28	219.32	25	216.17	3	3.15
		F	1,738	13,924.99	1,724	13,908.78	14	16.21
		T	1,879	23,957.48	1,862	23,938.12	17	19.36
冷 凍 運 搬 及 び 母 船	計	S	0	0.00	0	0.00	0	0.00
		W	0	0.00	0	0.00	0	0.00
		F	0	0.00	0	0.00	0	0.00
		T	0	0.00	0	0.00	0	0.00
雑 漁 業	計	S	84	10,947.93	84	10,947.93	0	0.00
		W	739	1,239.16	661	1,067.81	78	171.35
		F	20,760	61,407.30	20,585	61,245.11	175	162.19
		T	21,583	73,594.39	21,330	73,260.85	253	333.54

表17 平成20年度漁業種類別・トン数別建造許可隻数

区分 漁業種類	総 数		50トン未満		50トン以上 100トン未満		100トン以上 200トン未満		200トン以上 300トン未満		300トン以上 500トン未満		500トン以上 1,000トン未満		1,000トン以上	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
かつお・まぐろ	0	0														
底びき網	5	706				5	706									
まき網	4	2,235								2	715	2	1,520			
まき網(附属船)	2	201	1	11		1	190									
はえなわ	1	122				1	122									
刺網	0	0														
ひき網	0	0														
敷網	0	0														
一本つり	0	0														
運搬船	0	0														
養殖	0	0														
定置	0	0														
採介藻	0	0														
官公庁船	7	1,187	1	29	3	221	2	378			2	715	1	559		
計	19	4,451	2	40	3	221	9	1,396	0	0	2	715	3	2,079	0	0

区分 漁業種類	総 数		50トン未満		50トン以上 100トン未満		100トン以上 200トン未満		200トン以上 300トン未満		300トン以上 500トン未満		500トン以上 1,000トン未満		1,000トン以上	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
かつお・まぐろ	0	0														
底びき網	2	102	1	15	1	87										
まき網	0	0														
まき網(附属船)	1	19	1	19												
はえなわ	8	147	8	147												
刺網	0	0														
ひき網	0	0														
敷網	0	0														
一本つり	0	0														
運搬船	0	0														
養殖	0	0														
定置	0	0														
採介藻	0	0														
官公庁船	0	0														
計	11	268	10	181	1	87	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1：漁船法第4条第1項の規定に基づき農林水産大臣の許可を受けた建造隻数である。

注2：木船の建造は無し。

(2) 漁船安全対策検討事業

ア 漁船操業安全対策

本事業により行った海難事故調査及び復原性・耐航性の研究結果により、「漁船操業安全マニュアル」を作成した。

また、漁船操業安全マニュアルの内容を分かりやすく図案化した「漁船操業安全リーフレット」を作成した。

イ 漁船安全基準等研究調査・検討

国際海事機関等において、我が国の意見を反映させるため、我が国漁船漁業の形態にあった技術基準の策定に向けた基礎資料を作成し、提案の検討を行った。

第4種漁港	101	-	1	100
計	2,921	-	4	2,917

3 漁港・漁場・漁村の整備

(1) 漁港漁場整備長期計画

漁港漁場整備長期計画は、漁港漁場整備法第6条の3の規定に基づき、漁港漁場整備事業の総合的かつ計画的な実施に資するため策定されており、我が国の水産業の基盤の整備における課題に的確に対応する観点から、計画期間に係る事業の実施の目標及び事業量を定めている。平成19年6月8日に第2次の長期計画を策定したところであり、平成19年度から平成23年度の5年間に取り組むべき課題を以下の3つに絞り込み、それらに対する事業を総合的かつ効率的に実施することにより、概ね5年後を目途に、成果を発現させる。

ア 我が国周辺水域における水産資源の生産力の向上

(ア) 目指す主な成果

水産基本計画における自給率目標の達成のため、漁場再生及び新規漁場整備により概ね14.5万tの水産物（概ね230万人の国民の消費を賄う水産物に相当）を新たに提供する。

(イ) 事業量

我が国周辺水域において、水産資源の生産力の向上を図るため、次の事業を実施する。

- a 概ね7万5,000haの魚礁や増養殖場を整備する。
- b 概ね25万haの漁場において効用回復に資するたい積物除去等を推進するとともに、概ね5,000haの藻場・干潟の造成に相当する水産資源の生育環境を新たに保全・創造する。

イ 国際競争力の強化と力強い産地づくりの推進

(ア) 目指す主な成果

水産物の流通拠点となる漁港で取り扱われる水産物のうち、漁港漁場整備事業を通じた高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物の割合を、23%（平成16年度）から概ね50%に向上させる。

水産物流通拠点となる漁港のうち、産地市場前面の陸揚げ用の岸壁が耐震化された漁港の割合を、9%（平成16年度）から概ね40%に向上させる。

(イ) 事業量

産地市場の統廃合など水産物流通の構造改革を推進しつつ、水産物の安定供給体制を構築していくことを目的として、次の事業を実施する。

- a 水産物流通の拠点となる地区にあっては、陸揚げ時の処理水への清浄海水の導入等による衛

第12節 漁港・漁場・漁村の整備及び維持管理

1 漁港の指定

漁港の指定については、昭和26年以来漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条の規定により行われている。その内容は表18のとおりである。

表18 指定漁港数

漁港種類	19年度末	総数	20年度末	
			都道府県管理	市町村管理
第1種漁港	2,210	2,207	361	1,846
第2種漁港	496	496	309	187
第3種漁港	114	114	108	6
第4種漁港	101	100	100	-
計	2,921	2,917	878	2,039

(注) 第3種漁港には特定第3種漁港（八戸ほか12港）が含まれている。

2 漁港の管理

20年度において、漁港漁場整備法第25条第2項の規定による漁港管理者の選定の届出があり、同条第3項の規定に基づき告示した漁港は2漁港であり、20年度末の漁港管理者別漁港数は表19のとおりである。

表19 漁港管理者別漁港数

漁港種類	19年度末	20年度指定	20年度取消し	20年度末現在
第1種漁港	2,210	-	3	2,207
第2種漁港	496	-	-	496
第3種漁港	114	-	-	114

生管理の強化や漁港施設の耐震化等の推進を図る地区として、概ね150地区を整備する。

- b 中核的に生産活動や操業準備活動等が行われる地区にあつては、港内作業時の安全性の確保、陸揚げ作業時間のロス解消、蓄養殖水面の整備など水産物の保管機能を強化することにより鮮度の保持を図る地区として、概ね485地区を整備する。

ウ 水産物の安定的な提供等を支える安全で安心な漁村の形成

(ア) 目指す主な成果

漁港・漁場の水域環境の改善を図る中で、漁業集落排水処理を行うこととしている漁村の処理人口比率を35%（平成16年度）から概ね60%に向上させる。

地震防災対策強化地域等に立地する漁村のうち、漁港漁場整備事業により地震や津波に対する防災機能の強化が講じられた漁村の人口比率を、21%（平成16年度）から概ね30%に向上させる。

(イ) 事業量

漁港漁場整備を推進することにより漁村の活性化を図る地区として、概ね280地区を整備する。

(2) 直轄特定漁港漁場整備事業

この事業は、漁港漁場整備法に規定する漁港漁場整備方針に適合した特定漁港漁場整備事業計画に基づき、国が漁港施設のうち基本施設、輸送施設又は漁港施設用地（公共施設用地に限る。）の整備及び排他的経済水域における漁場整備を行う事業であつて、計画事業費が一事業につき20億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。20年度においては、194億7,073万円をもって36地区について事業が実施された。

(3) 地域水産物供給基盤整備事業

この事業は、水産資源の増大と持続的利用に資する共同漁業権の区域内等地先の漁場と、当該漁場に密接に関連する第1種漁港等で沿岸漁業及び増養殖の振興に資する漁港を一体的に整備する事業であつて、計画事業費が一事業につき3億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。20年度においては、事業費537億1万円（国費329億9,672万円）をもって359地区について事業が実施された。

(4) 広域漁港整備事業

この事業は、第3種漁港、第4種漁港等の整備及びそれらの漁港を本拠地とする漁船が利用する共同漁業権の区域内等地先の漁場施設について一体的に整備する事業であつて、1漁港あたりの計画事業費が3億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。20年

度においては、事業費632億6,330万円（国費393億9,713万円）をもって259地区について事業が実施された。

(5) 広域漁場整備事業

この事業は、共同漁業権の区域外において、利用が広範囲にわたる規模の大きな漁場や共同漁業権の設定されている区域外と機能上密接に関連する漁場を整備する事業であつて、計画事業費が一事業につき3億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。20年度においては、事業費173億7,725万円（国費87億1,462万円）をもって90地区について事業が実施された。

(6) 漁場環境保全創造事業

この事業は、公害等の原因により効用の低下している沿岸漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善を図るため、漁場のたい積物除去、しゅんせつ、作れい、耕うん、覆土、水路の掘削、藻場・干潟の造成等を行う事業で、計画事業費が一事業につき5千万円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。20年度においては、事業費64億9,660万円（国費32億4,830万円）をもって48地区について事業が実施された。

(7) 漁場保全の森づくり事業

この事業は、漁場環境が悪化している閉鎖的な湾や入り江等の後背地における森林や河川流域において、栄養塩類等の供給や濁水の緩和等の漁場環境の保全に相当の効果が期待される広葉樹林の造成、間伐等を林野庁と連携して実施するものである。20年度においては、事業費237億4,415万円（国費100億円）をもって46都道府県について事業が実施された。

(8) 漁港水域環境保全対策事業

この事業は、漁港区域内の水質の保全等水域の環境保全のため汚泥その他公害の原因となるたい積物等の除去、水質浄化施設の整備等を行う事業で、計画事業費が一事業につき3千万円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。20年度においては、事業費2億（国費1億円）をもって1地区について事業が実施された。

(9) 農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業

農林漁業用揮発油税に関する税制上の代替措置の一環として、漁獲物の流通及び漁業用資材の輸送の合理化によって漁港機能の充実と漁業生産の近代化を図り、併せて漁村環境の改善を図るため、昭和40年度から漁港管理者たる地方公共団体又はその他の地方公共団体に助成して実施されているものであり、平成20年度においては、事業費11億5,556万円（国費6億1,100万円）をもって8地区について事業が実施された。

(10) 作業船整備

北海道の直轄工事に於いて使用する国有作業船の建造、修理、改造及び北海道の漁港の機能増進のために必要な機械設備の開発試験を行った。20年度の経費は2,000万円であった。

(11) 漁港環境整備事業

この事業は、漁港の環境向上に必要な施設を整備し、漁港の景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成し、併せて作業効率又は安全性の向上等に資するものであって、計画事業費が一事業につき500万円以上のもの等一定の要件を満たすものである。平成20年度においては、事業費1,498百万円（国費749百万円）をもって16道県について事業が実施された。

(12) 漁業集落環境整備事業

この事業は、水産業の持続的発展の基盤たる役割を果たしている漁村の生活環境の改善や漁村の活性化等を推進する観点から、漁業集落における環境整備を実施し、水産業及び漁村の健全な発展に資するものであって、計画事業費が一事業につき300万円以上のもの等一定の要件を満たすものである。平成20年度においては、事業費12,170百万円（国費6,085百万円）をもって78地区について事業が実施された。

(13) 漁村再生交付金

この事業は、地域の創造力を活かせるように、地域の既存ストックの有効活用等を通じた生産基盤と生活環境施設の効率的整備を推進することによって個性的で豊かな漁村の再生を支援するものであり、計画事業費が一事業につき500万円以上200百万円以下のもの等一定の要件を満たすものである。平成20年度においては、事業費14,257百万円（国費7,746百万円）をもって34都道府県について事業が実施された。

(14) 水産基盤整備調査事業

この事業は、水産業をめぐる環境の変化に伴い、漁港、漁村及び漁場の整備に求められる要望等に適切に対応していくため、水産基盤整備の今後の展開方向を検討するとともに、その具現化のために必要な計画技術及び設計技術・施工技術等の改善や手法の確立を図るほか、漁港の機能の増進、漁場の整備及び開発並びに漁港背後の漁業集落における生活環境改善のために必要な調査を実施することにより、水産基盤整備事業の計画的、効率的かつ円滑な実施に資することを目的とする。

水産基盤整備調査費

33調査 事業費 7億723万円（定額）

水産基盤整備調査費補助

10カ所 事業費 1億1,600万円（国費5,800万円）

(15) 後進地域開発特例法適用団体等補助率差額

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律第2条の適用団体（県）が行った特定漁港漁場整備事業、指定漁港漁場整備事業（事業費5,000万円以上のものに限る。）、漁港関連道整備事業及び漁場保全の森づくり事業に係る補助金等について、特例法の定める引上率（最高1.25まで）等により、20年度において当該適用団体等に補助率差額41億1578万円を交付した。

（内訳）

水産基盤分	4,213,998千円
	（うち有明分 114,148千円）
関連道分	15,925千円
計	4,229,923千円

（有明分を除く計 4,115,775千円）

(16) 漁業生産基盤の整備【強い水産業づくり交付金のうち経営構造改善目標】

漁業生産基盤としての共同利用施設等を整備することにより、効率的かつ安定的な漁業経営構造の育成を図るための事業であり、平成20年度においては、鮮度保持施設、燃油補給施設、荷さばき施設、漁業用作業保管施設、築いそなど156施設の整備を実施した。

(17) 漁港の高度利用のための整備【強い水産業づくり交付金のうち漁港機能高度化目標】

漁港の機能の向上及び利用の円滑化を目指し、高度衛生管理、就労環境の改善等の水産業に係る要請の多様化、都市との交流による漁港利用の増大等の情勢変化に対応するため、海洋深層水等の清浄海水を供給する施設、漁業活動の軽労化に資する施設、快適な漁港環境形成に資する施設等の整備を行う事業であり、20年度は、18都道府県において事業が実施された。

(18) 漁村地域力向上事業

この事業は、活力ある漁村づくり及び都市と漁村の共生・対流を促進するため、地域自らが考え行動する先導的な取組を誘発するための補助事業と地域の挑戦を可能とするための環境整備に資する委託事業を併せて実施する事業である。

前者においては、提案公募により、15地域の先進的な地域ぐるみの取組を選定し、その実施に対して支援を行った。

また、後者では、上記モデル地域の取組事例を基に成功条件等の検討を行うとともに、地域リーダーの資質向上等をテーマに地域リーダー育成研修会の開催などを行った。

(19) 海 岸 事 業

海岸法(昭和31年法律第101号)に基づく、海岸保全施設整備事業により、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から漁村を保全するため、堤防、突堤、護岸等の海岸保全施設の新設、改良等を実施した。また、海岸環境整備事業により国土保全との

調和を図りつつ海岸環境の整備を実施するほか、津波・高潮危機管理対策緊急事業により、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能確保のための整備を実施した。平成20年度における海岸保全事業の実施状況は表20のとおりである。

表20 平成20年度海岸保全事業の実施状況

区 分	実 施 額		地 区 数			
	事業費 (千円)	国 費 (千円)	継 続	新 規	計	完 了
直轄海岸保全施設整備事業						
海岸保全施設整備事業	14,702,996	7,687,100	95	4	99	16
海岸環境整備事業	2,284,593	762,391	18	1	19	3
津波・高潮危機管理対策緊急事業	2,832,000	1,416,000	—	—	—	—
計	19,819,589	9,865,491	103	5	108	19

4 水産業・漁村の多面的機能

(1) 趣 旨

水産業・漁村の有する多面的機能について、幅広く国民の理解と支持を得るために、積極的な普及啓発活動を展開するとともに、次のような取組を進めているところ。

(2) 内 容

ア 環境・生態系保全活動支援・実証調査事業

沿岸域において漁業者と地域住民による試行的環境・生態系保全活動について全国で実証に取り組み(16道府県27地区)、環境生態系保全活動の支援手法の検討に資する調査を実施した。また、環境・生態系保全活動について、会報等の情報発信を行った。

(H20年予算額 150,000千円)

イ 離島漁業再生支援交付金

生産資材の獲得や販売など、主として輸送の面において不利な条件にあり、漁業就業者の減少や高齢化が進展する離島において、地域の漁業を再生するための漁場の生産力の向上や集落の創意工夫を活かした新たな取組を支援し、もって離島の果たす多面的機能の維持増進を図るための交付金制度を創設した。

制度の対象となる離島を有する都道府県は26都道府県あり、20年度においてはそのうち19都道府県83市町村232集落協定839漁業集落において交付金支援による漁業再生活動が実施された。

(H20年度予算額 1,450,939千円)

第13節 水産関係試験研究

1 水産業新技術開発事業

(1) 漁場環境・水産資源持続的利用型技術開発事業

我が国漁業は、周辺水域の資源状況の悪化、生産量の減少、魚価の低迷等厳しい状況に直面していることから、漁業の基盤である水産資源の増大、維持・回復が重要な課題となっており、資源の回復等に向けた取組の一環として、良好な漁場環境を確保し、資源の持続的な利用を図るための研究・開発が強く求められている。このため、漁場環境の改善や資源の持続的利用を図るための研究・開発を効率的に実施した。

水産物の原産地判別等の技術開発事業

水産物の名称・原産地の適正な表示を確保するため、遺伝情報、たんぱく質情報、微量元素等の分析により、ノリの品種・原産地判別手法等の開発を実施した。また、優良な形質を有するノリ株を確実に簡便に選抜するため、室内培養による品種特性の評価技術開発を実施した。

(2) 水産業振興型技術開発事業

我が国水産業は、周辺水域の資源状況の悪化、生産量の減少、魚価の低迷等厳しい状況に直面している。このような中、漁業地域の活性化、競争力のある水産経営を実現するため、今までの水揚量・金額に頼る経営から、収益を重視する経営への転換を図る必要があり、これを支援するための水産技術の革新が強く求められている。このため、水産業の競争力強化に資する研究・開発を効率的に実施していくとともに、新たに

実用化の実現性が高い海藻を中心とした水産バイオマス資源の利用技術の開発等を行った。

ア 漁船漁業二酸化炭素排出量削減調査研究事業

二酸化炭素排出量の増大につながらないバイオディーゼル燃料など、化石燃料に替わるエネルギーの漁船への導入を目指して、バイオディーゼル燃料の特性試験や漁船用機関に用いた洋上試験等を行った。

イ 沿岸漁業現場対応型技術導入調査検討事業

沿岸漁業が共有する技術開発課題の明確化及び水産資源の合理的な利用等に資する新たな技術・操業形態の導入に向け、「ホタテ桁曳き網漁船の船上選別作業の改善」など7課題に関する調査・研究を行った。

また、成果普及会を実施し、漁業者をはじめとする関係者との意見交換を行った。

ウ 水産バイオマスの資源化技術開発事業

海藻等の未利用資源を原料として、バイオエタノールやバイオメタンガス、バイオプラスチックの生産、健康増進機能を有するオリゴ糖や有用脂肪酸(DHA、EPA)の抽出など、総合的に活用する技術の開発を実施した。

(3) 新たなノリ色落ち対策技術開発事業

ノリ養殖業における色落ち問題は深刻な状況にあり、我が国における主要なノリ生産地で頻繁に発生し、漁業経営に深刻な打撃を与えている。

このため、ノリ色落ちの原因となる珪藻等植物プランクトンの大量摂餌等の役割を有する二枚貝増養殖技術の開発、河川水最適利用技術の開発、ノリ養殖における効率的な作業管理システムの技術開発を実施した。

(4) 産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業のうち水産業構造改革加速化促進

民間企業等が大学・独立行政法人等の研究機関の有する技術シーズを活用し、これらの機関と連携して技術開発を実施した。水産業構造改革加速化促進の分野では、①まき網運搬・探索兼業漁船用電気推進システムの開発、②沖合沈下式養殖－海中給餌システム開発、③弱酸性海水電解液によるノリ養殖における雑藻及び病害菌の駆除の技術開発を実施した。

(5) 省エネルギー技術導入促進事業

ア 自船の燃料を自給しながら操業する新しい漁業を創出することを目的として、海洋の未利用バイオマス資源を用いて、船上での燃料化及び養殖飼料用ミールを生産するシステムを開発するための技術開発を行った。

イ 水産業における省エネルギー化を推進するため、漁業者等からの提案公募により、①漁船漁業における省エネルギー技術の導入、実証試験への支援を行う「漁船漁業省エネルギー技術実証事業」、②生産・加工・流通の各現場への実態やニーズに対応した省エネルギー技術の開発への支援を行う「水産省エネルギー技術開発事業」、③コスト削減効果が高く、現場への技術導入に向けて緊急的に必要な実証試験を行う「漁船等省コスト技術緊急実証事業」を実施し、計5回の公募により、25課題を採択し、省エネルギー技術の実証試験等を行った。

ウ 海面高度等の衛星観測データと協力漁船による水温・塩分等の実測データ等を用いて、メバチ等の漁場予測図等の漁海況図及び10日後までの予測海況図の作成等、省エネ操業のための漁場探索効率化を図る漁場位置特定技術の開発を実施した。

2 水産業振興事業調査

有明海等漁業関連情報提供事業

有明海・八代海は、わが国の漁業・養殖業において重要な海域であるが、近年の漁業生産は、冬季における高水温及び珪藻赤潮の発生、夏季における大規模な貧酸素水及び渦鞭毛藻類赤潮の発生などにより、非常に不安定な状況が続いている。

このため、有明海等特別措置法に基づく漁業振興対策の一環として、既存の有明海等環境情報・研究ネットワーク総合推進事業の内容に加えて、有明海・八代海に設置されている既存ブイのネットワーク化等を推進し、これにより漁業関係者に対する海域情報の継続的な提供とさらなる内容の充実を図った。

3 国際漁業問題及び漁業資源に関する調査研究

(1) 大型クラゲ発生源水域における国際共同調査

大型クラゲの発生原因については、専門家の見解として、中国沿岸部の富栄養化現象が進み、大型クラゲの餌となる動物プランクトンの発生に好適な条件が揃ったこと、温暖化により大型クラゲの発生に適した環境条件が整ったこと等の可能性が指摘されているが、その科学的原因については、未だ明らかになっていない。

他方、大型クラゲの発生源となる水域については、北上する海流に乗って出現域の拡大が認められること、東シナ海や対馬海峡等に比べて日本海や太平洋で確認される大型クラゲの方が明らかに成長していること等から、中国・韓国の沿岸水域とみなすことが合理

的であると考えられている。

大型クラゲ対策に万全を期すためには、大型クラゲ出現への対応策を講じて漁業被害を抑止するのみならず、発生源水域における発生原因を究明し、その発生と我が国沿岸への出現過程を科学的に解明することが重要である。このため、中国・韓国と連係した国際的枠組みの中で、発生源及び隣接水域の共同調査、科学者による国際シンポジウムの開催、科学的な発生源の特定と発生・出現過程の解明等に向けた調査研究を実施した。

(2) 国際的な資源管理体制の確立のための調査

国際的な資源管理体制の確立に積極的に貢献することを目的として、公海、外国排他的経済水域等において漁獲される高度回遊性魚類(かつお・まぐろ類)、溯河性魚類(さけ・ます類)等の国際漁業資源について、科学的知見に基づく適切な保存管理を実施するために必要な、資源調査、科学オブザーバーの育成及び二国間協定等の枠組みにおける科学者交流を実施した。

4 漁海況予報事業

漁業資源の合理的利用と漁業生産の効率化により漁業経営の安定を図るため、主要浮魚類の長期漁況海況予報を作成し公表した。また、(社)漁業情報サービスセンターが我が国周辺海域を中心として漁況海況の実況データを収集、分析、提供を行う事業に対して助成するとともに、強い水産業づくり交付金により都道府県が地先沿岸における資源管理に必要な漁況海況情報の収集・分析・提供を行う事業に対し交付した。

5 独立行政法人水産総合研究センター

独立行政法人水産総合研究センターは、中央省庁等改革により、平成13年4月1日に、これまでの水産庁研究所を統合して新たな組織として設立された。

さらに、その後の法人等改革の流れを受けて、平成15年10月1日に、認可法人海洋水産資源開発センター及び社団法人日本栽培漁業協会、平成18年4月1日に、独立行政法人さけ・ます資源管理センターの事業をそれぞれ引き継ぐため組織の改編を行った。

また、第一期中期計画における評価等を踏まえ、第二期中期計画が平成18年4月1日より開始され、設立目的である

- ア 水産に関する技術の向上に寄与するための総合的な試験及び研究等を行うこと
- イ さけ類及びます類のふ化及び放流を行うこと
- ウ 海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調

査等を行うこと

とした試験研究等業務を行い、情報提供、成果の普及等に努めたとともに、これらの業務実施に要する経費について20年度は運営費交付金172億7,281万5千円を交付した。

第14節 船 舶

1 水産庁の船舶

水産庁(瀬戸内海漁業調整事務所・境港漁業調整事務所・九州漁業調整事務所を含む。)の船舶は総数8隻で、行政需要に対応するため、漁業取締、漁業調査に区分されている。大きさは149tから2,630tにまで及ぶ。船舶の行政目的による区分、船名、所属、航行区域及び規模等については、表21のとおりである。

2 業 務

(1) 漁業取締船

漁業取締船は水産本庁所属の2隻、瀬戸内海漁業調整事務所所属1隻、境港漁業調整事務所所属2隻、九州漁業調整事務所1隻の計6隻である。

漁業取締船は漁業秩序維持の指導及び取締り並びに漁船の保護のため、日本周辺、沖合及び遠洋海域での監視・取締業務に当たっている。

さらに、我が国排他的経済水域において、近年活動の増している外国漁船に対し国連海洋法条約に基づく沿岸国主義の下での取締りを見据え、これら漁船の監視にも努めている。また、国際条約等による漁業資源の保存管理のための操業海域の規制等が強まるとともに、漁業取締船の指導取締対象海域の拡大、規制内容の複雑化等に伴い、漁業取締船の業務の重要性が一層増加している。

(2) 漁業調査船

漁業調査船は水産本庁所属の開洋丸及び照洋丸の計2隻である。これらの調査船は、地域漁業管理機関における資源評価等に必要な調査、漁業協定等に基づいて行われる国際共同調査、国際的な議論の動向に対し迅速に対応することが必要な調査等の実施を主な目的としている。

平成20年度には独立行政法人水産総合研究センターの協力を得て「ウナギ産卵生態調査」を実施し、世界で初めて海洋でのウナギの成熟個体の捕獲に成功した。その他、合計10調査を実施した。

表21 行政目的別船舶

船名	使用目的	定員	船籍 (定けい港)	航行区域	船質	総トン数	主機	出力
水産本庁								
開洋丸	漁業調査	38	東京 (東京)	世界全海域	鋼	2,630	ディーゼル	2,574kw × 2 電気推進1,100kw
照洋丸	漁業調査	36	東京 (東京)	世界全海域	鋼	2,214	ディーゼル	2,206kw × 2 電気推進350kw
東光丸	漁業取締	33	東京 (東京)	世界全海域	鋼	2,071	ディーゼル	2,942kw × 2
白竜丸	漁業取締	27	東京 (東京)	世界全海域	鋼	1,299	ディーゼル	2,206kw × 2
船舶予備員								
瀬戸内海漁業調整事務所								
白鷺	漁業取締	14	東京 (神戸)	日本沿岸沖合近海	軽合金	149	ディーゼル	2,397kw × 2
境港漁業調整事務所								
白嶺丸	漁業取締	23	東京 (境港)	日本沿岸沖合近海	鋼	499	ディーゼル	1,471kw × 2
九州漁業調整事務所								
白萩丸	漁業取締	23	東京 (博多)	日本沿岸沖合近海	鋼	499	ディーゼル	1,471kw × 2
白鷗丸	漁業取締	23	東京 (博多)	日本沿岸沖合近海	鋼	499	ディーゼル	2,942kw × 1
合計	8隻	231						

